

様式第1号(乙) (第2条関係)

収 支 報 告 書

令和8年5月1日

堺市議会議長 西田 浩延 様

議員氏名 木畑 匡

堺市議会政務活動費の交付に関する条例第7条第1項の規定により、令和7年度政務活動費について次のとおり報告します。

収 入 (単位 円)

収 入 の 種 類	決 算 額	算 出 基 礎 等
1 政務活動費	3,240,000	@270000円 × 12ヶ月 = 3,240,000 円
2 その他	616,668	自己資金
収 入 合 計	3,856,668	

支 出

使 途 項 目	決 算 額	左のうち政務活動費充当額	備 考
調査研究費	7,400	7,400	
研修費	0	0	
要請・陳情活動費	0	0	
会議費	0	0	
資料作成費	0	0	
資料購入費	75,488	75,488	
広報・広聴費	597,215	597,215	
人件費	1,534,401	1,534,401	
事務・事務所費	1,642,164	1,025,496	
支 出 合 計	3,856,668	3,240,000	

様式第14号（第7条関係）

令和7年度 事業実施報告書

会派の名称・議員氏名 堺創志会 木畑 匡

主な事業・行事名	期 日	内 容 の 説 明
【資料購入費】 新聞等の購読	4/1～3/31	市政に関する調査研究の為、新聞、書籍等の購入・購読を行った。
【広報・広聴費】 市政報告書の配布	4/1～3/31	議会活動の報告、市民意見の聴取を行うため報告書を作成し配布した。
【人件費】 事務員の雇用	4/1～3/31	市政に関する調査研究・政策立案の補助業務の為、事務員を雇用した。
【事務・事務所費】 事務所の賃貸	4/1～3/31	市政に関する調査研究を行うため堺市中区深井沢町に事務所を設置した。
自動車リース	4/1～3/31	市政に関する調査研究・広報広聴を行う移動手段としてトヨタ自動車より乗用車をリースした。

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R7.4.10	1		70,000	-70,000	事務所賃借料	R7/4月分	政治団体との按分の為		⑨	
R7.4.10	2		6,571	-76,571	携帯電話料金	R7/2月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イマココ(220円)、ディズニープラス(1,320円)、D4L(50,229円)、ドコモネット(330円)、iTunes(700円)利用料を除く「13,143円」を按分		⑨	
R7.4.10	3		385	-76,956	プロバイダー費	R7/2月分	携帯電話料金(66,272円)を除く「550円」を按分		⑨	
R7.4.10	4		3,789	-80,745	ガソリン代				⑦	
R7.4.10	5		1,491	-82,236	Microsoft Office Microsoft 365 Personal利用料	R7/1月分			⑨	
R7.4.10	6		3,187	-85,423	ウォーターサーバー費	アクアクリールリース代@1100 アクアラボトル@1404×3本			⑦	
R7.4.10	7		1,078	-86,501	新聞購読料	毎日新聞デジタルスタンダードプラン利用料	R7/2月分		⑥	
R7.4.10	8	810,000		723,499	政務活動費	4.5.6月分受入れ	270,000×3=810,000			
R7.4.11	9		948	722,551	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R7.4.12	10		472	722,079	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R7.4.12	11		420	721,659	駐車料金	労働団体市政報告会参加の為に利用	行き先:フェニータチェ堺		⑦	
R7.4.15	12		82,050	639,609	人件費・交通費	R7/3月分			⑧	
R7.4.16	13		10,041	629,568	電話料金	R7/3月分			⑨	
R7.4.17	14		33,033	596,535	印刷機・紙折り機リース代	R6/11月分～ R7/1月分	政治団体との按分の為		⑨	
R7.4.17	15		13,937	582,598	ラベル代		政治団体との按分の為		⑨	
R7.4.17	16		6,314	576,284	用紙代	市政報告用	政治団体との按分の為		⑦	
R7.4.17	17		5,225	571,059	名刺印刷代				⑦	
R7.4.17	18		20,262	550,797	車輛リース代	R7/4月分			⑨	
R7.4.18	19		37,480	513,317	郵便代	96円×425通 110円×55通	「市政報告 Vol.147」		⑦	
R7.4.18	20		1,376	511,941	郵便代	レターバックライ ト430円×4枚	「市政報告 Vol.147」		⑦	
R7.4.18	21		34,650	477,291	封筒印刷代	長形3号 5,000枚			⑨	
R7.4.21	22		800	476,491	おおさかヒューマンライツ	2025年度学習会参加費			⑦	
R7.4.22	23		2,464	474,027	インターネットホスティングサービス料	R7/4月分			⑨	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R7.4.22	24		7,355	466,672	インターネットFAX料	R7/4月分			⑨	
R7.4.26	25		48,000	418,672	人件費	R7/4月分			⑧	
月計		810,000	391,328	418,672						
累計		810,000	391,328	418,672						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R7.5.7	26		4,800	413,872	新聞購読料	読売新聞朝刊	R7/4月分		⑥	
R7.5.7	27		216	413,656	郵便代	270円×1通	「市政報告 Vol.147」		⑦	
R7.5.7	28		1,168	412,488	郵便代	レターバックライト430円×2枚 レターバックプラス600円×1枚	「市政報告 Vol.147」		⑦	
R7.5.12	29		70,000	342,488	事務所賃借料	R7/5月分	政治団体との按分の為		⑨	
R7.5.12	30		8,370	334,118	携帯電話料金	R7/3月分	spモード(330円)、フセバイダー(650円)、イトコサーチ(220円)、ディズニープラス(1,320円)、D払い(37,489円)、ドコモネット(330円)、JTimes(200円)、海外利用(7,375円)利用料を除く「16,740円」を按分		⑨	
R7.5.12	31		385	333,733	プロバイダー費	R7/3月分	携帯電話料金(64,004円)を除く「550円」を按分		⑨	
R7.5.12	32		1,491	332,242	Microsoft Office Personal利用料	R7/2月分			⑨	
R7.5.12	33		660	331,582	ウォーターサーバー費	アークレールリース代 @1100			⑦	
R7.5.12	34		1,078	330,504	新聞購読料	毎日新聞デジタルスタンダードプラン利用料	R7/3月分		⑥	
R7.5.12	35		10,781	319,723	ガソリン代	内容は別紙のとおり			⑦	
R7.5.12	36		840	318,883	高速料金	内容は別紙のとおり			⑦	
R7.5.15	37		8,870	310,013	電話料金	R7/4月分			⑨	
R7.5.15	38		78,427	231,586	人件費・交通費	R7/4月分			⑧	
R7.5.15	39		5,000	226,586	公益財団法人モラロジー道德教育財団	R7年度年維持会費			①	
R7.5.26	40		4,800	221,786	新聞購読料	読売新聞朝刊	R7/5月分		⑥	
R7.5.26	41		5,138	216,648	複合機トータルサービス料金	R7/3月分	支払予定日と口座引落日の相違は、カード利用分引落銀行口座が残高不足の為		⑨	
R7.5.27	42		20,262	196,386	車輛リース代	R7/5月分	リース代¥33,770-を按分(差額は延滞利子の為支出しない)		⑨	
R7.5.31	43		2,464	193,922	インターネットホスティングサービス料	R7/5月分			⑨	
R7.5.31	44		7,240	186,682	インターネットFAX料	R7/5月分			⑨	
R7.5.31	45		60,000	126,682	人件費	R7/5月分			⑧	
月計		0	291,990	-291,990						
累計		810,000	683,318	126,682						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
-----	----------	-----	-----	----	----	--------	--------	--------	----	-----

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R7.6.2	46		2,926	123,756	複合機トータルサービス料金	R7/4月分			⑨	
R7.6.8	47		5,000	118,756	市政報告会	6月8日会館使用料			⑦	
R7.6.10	48		70,000	48,756	事務所賃借料	R7/6月分	政治団体との按分の為		⑨	
R7.6.10	49		8,250	40,506	携帯電話料金	R7/4月分	spモード(330円)、プロバスター(550円)、イマコサード(220円)、アイズニープラス(1,320円)、D払い(56,168円)、ドコモコンテンツ(330円)、iTunes(200円)利用料を除く「16,500円」を按分		⑨	
R7.6.10	50		385	40,121	プロバイダー費	R7/4月分	携帯電話料金(75,068円)を除く「550円」を按分		⑨	
R7.6.10	51		1,491	38,630	Microsoft Office Microsoft365Personal利用料	R7/3月分			⑨	
R7.6.10	52		3,576	35,054	ウォーターサーバー費	アタクレールリース代@1100 アタクララボトル@1620×3本			⑦	
R7.6.10	53		1,078	33,976	新聞購読料	毎日新聞デジタルスタンダードプラン利用料	R7/4月分		⑥	
R7.6.10	54		10,380	23,596	ガソリン代	内容は別紙のとおり			⑦	
R7.6.10	55		9,375	14,221	電話料金	R7/5月分			⑨	
R7.6.11	56		85,064	-70,843	郵便代	110円×731通 96円×270通	「市政報告 Vol.148」		⑦	
R7.6.11	57		20,000	-90,843	ポスティング費用	R7/1・2月分	「市政報告 Vol.147」		⑦	
R7.6.13	58		1,411	-92,254	来客用飲料水代	珈琲			⑦	
R7.6.13	59		79,500	-171,754	人件費・交通費	R7/5月分			⑧	
R7.6.17	60		20,262	-192,016	車輛リース代	R7/6月分			⑨	
R7.6.18	61		8,771	-200,787	事務所火災保険料	R7/6/4~ R8/6/4			⑨	
R7.6.23	62		2,464	-203,251	インターネットホスティングサービス料	R7/6月分			⑨	
R7.6.23	63		79	-203,330	インターネットFAX料	R7/6月分			⑨	
R7.6.25	64		757	-204,087	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R7.6.28	65		48,000	-252,087	人件費	R7/6月分			⑧	
R7.6.29	66		948	-253,035	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R7.6.30	67		2,697	-255,732	複合機トータルサービス料金	R7/5月分			⑨	
月計		0	382,414	-382,414						

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
累計		810,000	1,065,732	-255,732						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R7.7.1	68		4,800	-260,532	新聞購読料	読売新聞朝刊	R7/6月分		⑥	
R7.7.2	69		6,624	-267,156	郵便代	180円×46通	「市政報告 Vol.148」		⑦	
R7.7.3	70		1,144	-268,300	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R7.7.9	71		2,000	-270,300	日本自治創造学 会	R7年度年会費			①	
R7.7.10	72		70,000	-340,300	事務所賃借料	R7/7月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R7.7.10	73	810,000		469,700	政務活動費	7.8.9月分受入 れ	270,000×3= 810,000			
R7.7.10	74		8,354	461,346	携帯電話料金	R7/5月分	spモード(330円)、プロバイダ(550円)、イマコー ナ(220円)、ディズニープラス(1,320円)、D払い (62,391円)、ドコモコンテンツ(330円)、iTunes(290 円)利用料を除く「16,708円」を按分		⑨	
R7.7.10	75		385	460,961	プロバイダー費	R7/5月分	携帯電話料金 (81,589円)を除く 「550円」を按分		⑨	
R7.7.10	76		7,623	453,338	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R7.7.10	77		1,078	452,260	新聞購読料	毎日新聞デジタ ルスタンダードプ ラン利用料	R7/5月分		⑥	
R7.7.10	78		1,491	450,769	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R7/4月分			⑨	
R7.7.10	79		3,576	447,193	ウォーターサー バー費	アタクレールリース代@1100 アタクラホテル@1620×3本			⑦	
R7.7.14	80		33,033	414,160	印刷機・紙折り 機リース代	R7/2月分～ R7/4月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R7.7.14	81		2,849	411,311	コピー用紙		政治団体との按 分の為		⑨	
R7.7.14	82		37,888	373,423	用紙代	市政報告用	政治団体との按 分の為		⑦	
R7.7.15	83		75,082	298,341	人件費・交通費	R7/6月分			⑧	
R7.7.15	84		2,000	296,341	タクシー代	市政相談の為に 利用	利用区間:自宅 -事務所		⑦	
R7.7.17	85		9,713	286,628	電話料金	R7/6月分			⑨	
R7.7.17	86		20,262	266,366	車輛リース代	R7/7月分			⑨	
R7.7.25	87		2,464	263,902	インターネットホ スティングサービ ス料	R7/7月分			⑨	
R7.7.25	88		7,278	256,624	インターネットF AX料	R7/7月分			⑨	
R7.7.28	89		4,800	251,824	新聞購読料	読売新聞朝刊	R7/7月分		⑥	
R7.7.29	90		400	251,424	駐車料金	職没者追悼式出 席の為に利用	行き先:国際交 流センター		⑦	
R7.7.31	91		54,000	197,424	人件費	R7/7月分			⑧	
R7.7.31	92		2,637	194,787	複合機トータル サービス料金	R7/6月分			⑨	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
月計		810,000	359,481	450,519						
累計		1,620,000	1,425,213	194,787						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R7.8.5	93		432	194,355	郵便代	180円×3通	「市政報告 Vol.148」		⑦	
R7.8.8	94		10,000	184,355	ポスティング費用	R7/2月分	「市政報告 Vol.147」		⑦	
R7.8.8	95		70,000	114,355	事務所賃借料	R7/8月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R7.8.12	96		88,432	25,923	人件費・交通費	R7/7月分			⑧	
R7.8.12	97		10,432	15,491	電話料金	R7/7月分			⑨	
R7.8.12	98		13,872	1,619	携帯電話料金	R7/6月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イメコー チ(220円)、ディズニープラス(1,520円)、D払い (58,513円)、ドコモコンテンツ(330円)、iTunes(0円) 利用料を除く「27,745円」を按分		⑨	
R7.8.12	99		385	1,234	プロバイダー費	R7/6月分	携帯電話料金 (88,658円)を除く 「550円」を按分		⑨	
R7.8.12	100		16,904	-15,670	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R7.8.12	101		1,078	-16,748	新聞購読料	毎日新聞デジタ ルスタンダードプ ラン利用料	R7/6月分		⑥	
R7.8.12	102		1,491	-18,239	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R7/5月分			⑨	
R7.8.12	103		660	-18,899	ウォーターサー バー費	アクアレルリース代 @1100			⑦	
R7.8.18	104		20,262	-39,161	車輛リース代	R7/8月分			⑨	
R7.8.20	105		2,083	-41,244	来客用飲料水代	珈琲			⑦	
R7.8.20	106		1,617	-42,861	トイレトペーパー・ティッシュ・ゴミ 袋・レジ袋・トイレ洗剤				⑨	
R7.8.26	107		1,200	-44,061	ガソリン代				⑦	
R7.8.26	108		4,800	-48,861	新聞購読料	読売新聞朝刊	R7/8月分		⑥	
R7.8.27	109		5,159	-54,020	インターネットホ スティングサービ ス料	R7/8月分	ドメイン更新料	R7年度	⑨	
R7.8.27	110		79	-54,099	インターネットF AX料	R7/8月分			⑨	
R7.8.28	111		1,800	-55,899	タクシー代	市政相談の為に 利用	利用区間:自宅 -事務所		⑦	
R7.8.30	112		36,000	-91,899	人件費	R7/8月分			⑧	
月計		0	286,686	-286,686						
累計		1,620,000	1,711,899	-91,899						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

備考 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R7.9.10	113		70,000	-161,899	事務所賃借料	R7/9月分	政治団体との按分の為		⑨	
R7.9.10	114		8,378	-170,277	携帯電話料金	R7/7月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イマコネ(220円)、フェイスブック(1,520円)、D払い(57,322円)、ドコモコンテンツ(330円)、iTunes(0円)利用料を除く「16,757円」を按分		⑨	
R7.9.10	115		385	-170,662	プロバイダー費	R7/7月分	携帯電話料金(76,479円)を除く「550円」を按分		⑨	
R7.9.10	116		18,890	-189,552	ガソリン代	内容は別紙のとおり			⑦	
R7.9.10	117		1,078	-190,630	新聞購読料	毎日新聞デジタルスタンダードプラン利用料	R7/6月分		⑥	
R7.9.10	118		1,491	-192,121	Microsoft Office Microsoft365Personal利用料	R7/5月分			⑨	
R7.9.10	119		3,576	-195,697	ウォーターサーバー費	アクアレルリース代@1100 アクアクラホル@1620×3本			⑦	
R7.9.10	120		780	-196,477	高速料金	戦没者追悼式典出席の為に、高速を利用	7/29:利用区間:堺入→道頓堀出	行き先:国際交流センター	⑦	
R7.9.11	122		1,900	-198,377	タクシー代	市政相談の為に利用	利用区間:自宅→事務所		⑦	
R7.9.12	123		64,875	-263,252	人件費・交通費	R7/8月分			⑧	
R7.9.24	124		2,652	-265,904	来客用飲料水代	珈琲・紅茶			⑦	
R7.9.24	125		1,155	-267,059	トイレットペーパー・ティッシュ・ゴミ袋・クリアホルダー				⑨	
R7.9.26	126		4,800	-271,859	新聞購読料	読売新聞朝刊	R7/9月分		⑥	
R7.9.27	127		48,000	-319,859	人件費	R7/9月分			⑧	
R7.9.30	128		1,155	-321,014	複合機トータルサービス料金	R7/8月分			⑨	
月計		0	229,115	-229,115						
累計		1,620,000	1,941,014	-321,014						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費○期分受入れ、○月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R7.10.1	129		6,465	-327,479	複合機トータルサービス料金	R7/7月分			⑨	
R7.10.7	130		2,464	-329,943	インターネットホスティングサービス料	R7/9月分			⑨	
R7.10.7	131		79	-330,022	インターネットFAX料	R7/9月分			⑨	
R7.10.8	132		20,262	-350,284	車輛リース代	R7/9月分	リース代¥33,770を按分(差額は延滞利子の為支出しない)		⑨	
R7.10.10	133	810,000	0	459,716	政務活動費	10.11.12月分受入れ	270,000×3=810,000			
R7.10.10	134		200	459,516	駐車料金	気球試乗の為に利用	行き先:大仙公園		⑦	
R7.10.10	135		2,200	457,316	タクシー代	市民相談の為に利用	利用区間:自宅-事務所		⑦	
R7.10.10	136		70,000	387,316	事務所賃借料	R7/10月分	政治団体との按分の為		⑨	
R7.10.10	137		1,078	386,238	新聞購読料	毎日新聞デジタルスタンダードプラン利用料	R7/7月分		⑥	
R7.10.10	138		8,395	377,843	携帯電話料金	R7/8月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イマココサーチ(220円)、デズニーグラス(1,520円)、D払い(63,217円)、ドコモコンテンツ(330円)、iTunes(0円)利用料を除く「16,791円」を按分		⑨	
R7.10.10	139		385	377,458	プロバイダー費	R7/8月分	携帯電話料金(76,479円)を除く「550円」を按分		⑨	
R7.10.10	140		1,491	375,967	Microsoft Office Personal利用料	R7/6月分			⑨	
R7.10.10	141		2,240	373,727	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R7.10.10	142		2,560	371,167	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R7.10.10	143		660	370,507	ウォーターサーバー費	アタクレールリース代@1100			⑦	
R7.10.10	144		20,136	350,371	ガソリン代	内容は別紙のとおり			⑦	
R7.10.15	145		76,635	273,736	人件費・交通費	R7/9月分			⑧	
R7.10.15	146		400	273,336	駐車料金	水質池公園整備現況視察の為に利用	行き先:水質池マンションモデルルーム		①	
R7.10.21	147		10,349	262,987	電話料金	R7/9月分			⑨	
R7.10.24	148		20,262	242,725	車輛リース代	R7/10月分	リース代¥33,770を按分(差額は延滞利子の為支出しない)		⑨	
R7.10.27	149		2,464	240,261	インターネットホスティングサービス料	R7/10月分			⑨	
R7.10.27	150		5,522	234,739	インターネットFAX料	R7/10月分			⑨	
R7.10.28	151		4,800	229,939	新聞購読料	読売新聞セット	R7/10月分		⑥	
R7.10.30	152		54,000	175,939	人件費	R7/10月分			⑧	
R7.10.31	153		1,155	174,784	複合機トータルサービス料金	R7/9月分			⑨	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
月計		810,000	314,202	495,798						
累計		2,430,000	2,255,216	174,784						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R7.11.3	154		390	174,394	駐車料金	障害者レクリエーション大会視察の為に利用	行き先:大泉緑地イベント広場		⑦	
R7.11.6	155		33,033	141,361	印刷機・紙折り機リース代	R7/5月分～R7/7月分	政治団体との按分の為		⑨	
R7.11.6	156		4,928	136,433	印刷機インク代		政治団体との按分の為		⑨	
R7.11.10	157		70,000	66,433	事務所賃借料	R7/11月分	政治団体との按分の為		⑨	
R7.11.10	158		1,078	65,355	新聞購読料	毎日新聞デジタルスタンダードプラン利用料	R7/8月分		⑥	
R7.11.10	159		8,310	57,045	携帯電話料金 R7/9月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イマコサーチ(220円)、デイスニープラス(1,520円)、D払い(51,435円)、ドコモコンテンツ(330円)、iTunes(0円)利用料を除く「16,621円」を按分			⑨	
R7.11.10	160		385	56,660	プロバイダー費	R7/9月分	携帯電話料金(70,456円)を除く「550円」を按分		⑨	
R7.11.10	161		1,491	55,169	Microsoft Office Microsoft 365 Personal利用料	R7/7月分			⑨	
R7.11.10	162		3,576	51,593	ウォーターサーバー費	アクアケールリース代@1100 アクアクラブホル@1620×3本			⑦	
R7.11.10	163		12,249	39,344	ガソリン代	内容は別紙のとおり			⑦	
R7.11.10	164		1,475	37,869	高速料金	内容は別紙のとおり			⑦	
R7.11.15	165		84,720	-46,851	人件費・交通費	R7/10月分			⑧	
R7.11.17	166		800	-47,651	2025年度第6回 総会・記念講演 参加	参加費			⑦	
R7.11.17	167		20,262	-67,913	車輛リース代	R7/11月分			⑨	
R7.11.18	168		1,080	-68,993	宅急便	ポスティング業者 (堺市シルバー人材センター)	「市政報告 Vol.149号」		⑦	
R7.11.27	169		4,800	-73,793	新聞購読料	読売新聞セット	R7/11月分		⑥	
R7.11.29	170		54,000	-127,793	人件費	R7/11月分			⑧	
月計		0	302,577	-302,577						
累計		2,430,000	2,557,793	-127,793						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

備考 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) ①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R7.12.1	171		9,041	-136,834	電話料金	R7/10月分			⑨	
R7.12.1	172		2,464	-139,298	インターネットホ スティングサービ ス料	R7/11月分			⑨	
R7.12.1	173		79	-139,377	インターネットF AX料	R7/11月分			⑨	
R7.12.1	174		1,456	-140,833	複合機トータル サービス料金	R7/10月分			⑨	
R7.12.3	175		37,840	-178,673	ポスティング費用「市政報告 Vol.149」				⑦	
R7.12.10	176		1,493	-180,166	トイレトーパー・ゴミ袋・レジ袋・ クリアホルダー・粘着テープ				⑨	
R7.12.10	177		2,023	-182,189	乗客用飲料水代 珈琲・紅茶				⑦	
R7.12.10	178		70,000	-252,189	事務所賃借料	R7/12月分	政治団体との按 分の為		⑨	
R7.12.10	179		1,078	-253,267	新聞購読料	毎日新聞デジタ ルスタンダードプ ラン利用料	R7/9月分		⑥	
R7.12.10	180		8,348	-261,615	携帯電話料金 R7/10月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イマドコサーチ(220円)、 デイズニープラス(1,520円)、D払い(74,698円)、ドコモコンテンツ (330円)、iTunes(0円)利用料を除く「16,697円」を按分			⑨	
R7.12.10	181		385	-262,000	プロバイダー費	R7/10月分	携帯電話料金 (93,795円)を除く 「550円」を按分		⑨	
R7.12.10	182		1,491	-263,491	Microsoft Office Microsoft365Per sonal利用料	R7/8月分			⑨	
R7.12.10	183		3,576	-267,067	ウォーターサー バー費	アキラレールリース代@1100 アキラクラホテル@1620×3本			⑦	
R7.12.10	184		12,606	-279,673	ガソリン代	内容は別紙のと おり			⑦	
R7.12.12	185		1,582	-281,255	灯油				⑨	
R7.12.14	186		331	-281,586	乗客用飲料水代 緑茶				⑦	
R7.12.15	187		68,160	-349,746	人件費・交通費	R7/11月分			⑧	
R7.12.19	188		4,800	-354,546	新聞購読料	読売新聞セット	R7/12月分		⑥	
R7.12.19	189		13,536	-368,082	郵便代	180円×94通	「市政報告 Vol.149」		⑦	
R7.12.19	190		8,928	-377,010	郵便代	180円×62通	「市政報告 Vol.149」		⑦	
R7.12.23	191		8,575	-385,585	電話料金	R7/11月分			⑨	
R7.12.25	192		20,262	-405,847	車輛リース代	R7/12月分	リース代¥33,770-を按分(差額は 延滞利子の為支出しない)		⑨	
R7.12.26	193		2,464	-408,311	インターネットホ スティングサービ ス料	R7/12月分			⑨	
R7.12.26	194		7,125	-415,436	インターネットF AX料	R7/12月分			⑨	
R7.12.26	195		28,672	-444,108	ポスティング費用「市政報告 Vol.149号」				⑦	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R7.12.27	196		48,000	-492,108	人件費	R7/12月分			⑧	
月計		0	364,315	-364,315						
累計		2,430,000	2,922,108	-492,108						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R8.1.9	197		1,582	-493,690	灯油				⑨	
R8.1.9	198	810,000		316,310	政務活動費	1.2.3月分受入れ	270,000×3=810,000			
R8.1.13	199		70,000	246,310	事務所賃借料	R8/1月分	政治団体との按分の為		⑨	
R8.1.13	200		5,225	241,085	名刺印刷代				⑦	
R8.1.13	201		20,262	220,823	車輛リース代	R8/1月分			⑨	
R8.1.13	202		33,033	187,790	印刷機・紙折り機リース代	R7/8月分～R7/10月分	政治団体との按分の為		⑨	
R8.1.13	203		13,937	173,853	ラベル代		政治団体との按分の為		⑨	
R8.1.13	204		4,042	169,811	コピー用紙		政治団体との按分の為		⑨	
R8.1.13	205		1,078	168,733	新聞購読料	毎日新聞デジタルスタンダードプラン利用料	R7/10月分		⑥	
R8.1.13	206		1,491	167,242	Microsoft Office Microsoft365Personal利用料	R7/9月分			⑨	
R8.1.13	207		8,319	158,923	携帯電話料金 R7/11月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イマコサーチ(330円)、デイスニープラス(1,520円)、D払い(66,682円)、ドコモコンテンツ(330円)、iTunes(0円)利用料を除く「16,638円」を按分			⑨	
R8.1.13	208		385	158,538	プロバイダー費	R7/11月分	携帯電話料金(85,830円)を除く「550円」を按分		⑨	
R8.1.13	209		3,576	154,962	ウォーターサーバー費	アクアレルリース代@1100 アクアラボトル@1620×3本			⑦	
R8.1.13	210		11,258	143,704	ガソリン代	内容は別紙のとおり			⑦	
R8.1.15	211		85,080	58,624	人件費・交通費	R7/12月分			⑧	
R8.1.16	212		10,277	48,347	電話料金	R7/12月分			⑨	
R8.1.16	213		10,000	38,347	ポスティング費用	R7/8月分	「市政報告 Vol.148」		⑦	
R8.1.16	214		10,000	28,347	ポスティング費用	R7/11・12月分	「市政報告 Vol.149」		⑦	
R8.1.16	215		1,582	26,765	灯油				⑨	
R8.1.28	216		919	25,846	クリアホルダー・トレットペーパー・ハンドソープ				⑨	
R8.1.28	217		1,893	23,953	来客用飲料水代	紅茶・珈琲			⑦	
R8.1.30	218		1,610	22,343	灯油				⑨	
R8.1.30	219		2,464	19,879	インターネットホスティングサービス料	R8/1月分			⑨	
R8.1.30	220		79	19,800	インターネットFAX料	R8/1月分			⑨	
R8.1.31	221		54,000	-34,200	人件費	R8/1月分			⑧	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
月計		810,000	352,092	457,908						
累計		3,240,000	3,274,200	-34,200						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R8.2.2	222		4,800	-39,000	新聞購読料	読売新聞セット	R8/1月分		⑥	
R8.2.3	223		1,452	-40,452	「連合」購読料	2026春～2026冬分			⑥	
R8.2.9	224		3,500	-43,952	購読料	「がんばろう、日本！」国民協議会機関誌「日本再生」	2026年3月～2027年2月分		⑥	
R8.2.10	225		70,000	-113,952	事務所賃借料	R8/2月分	政治団体との按分の為		⑨	
R8.2.10	226		1,078	-115,030	新聞購読料	毎日新聞デジタルスタンダードプラン利用料	R7/11月分		⑥	
R8.2.10	227		1,491	-116,521	Microsoft Office Microsoft365Personal利用料	R7/10月分			⑨	
R8.2.10	228		8,334	-124,855	携帯電話料金	R7/12月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イマコサーチ(330円)、ディスプレイプラス(1,520円)、D払い(61,607円)、ドコモコンテンツ(330円)、iTunes(0円)、海外利料(3,875円)利用料を除く「16,668円」を按分		⑨	
R8.2.10	229		385	-125,240	プロバイダー費	R7/12月分	携帯電話料金(84,660円)を除く「550円」を按分		⑨	
R8.2.10	230		660	-125,900	ウォーターサーバー費	アクアレルリース代 @1100			⑦	
R8.2.10	231		1,257	-127,157	手帳代				⑨	
R8.2.10	232		18,249	-145,406	ガソリン代	内容は別紙のとおり			⑦	
R8.2.13	233		1,652	-147,058	灯油				⑨	
R8.2.15	234		74,700	-221,758	人件費・交通費	R8/1月分			⑧	
R8.2.18	235		944	-222,702	来客用飲料水代	緑茶			⑦	
R8.2.24	236		4,800	-227,502	新聞購読料	読売新聞セット	R8/2月分		⑥	
R8.2.25	237		20,262	-247,764	車輛リース代	R8/2月分	リース代¥33,770-を按分(差額は延滞利子の為支出しない)		⑨	
R8.2.28	238		48,000	-295,764	人件費	R8/2月分			⑧	
月計		0	261,564	-261,564						
累計		3,240,000	3,535,764	-295,764						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の用途項目を記載する。(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

会 計 帳 簿

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

年月日	整理番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R8.3.2	239		2,930	-298,694	複合機トータルサービス料金	R8/1月分			⑨	
R8.3.8	240		2,464	-301,158	インターネットホスティングサービス料	R8/2月分			⑨	
R8.3.8	241		79	-301,237	インターネットFAX料	R8/2月分			⑨	
R8.3.8	242		8,625	-309,862	電話料金	R8/1月分			⑨	
R8.3.10	243		70,000	-379,862	事務所賃借料	R8/3月分	政治団体との按分の為		⑨	
R8.3.10	244		20,000	-399,862	ポスティング費用	R7/8・9月分	「市政報告 Vol.148」		⑦	
R8.3.10	245		20,000	-419,862	ポスティング費用	R7/11・12月分	「市政報告 Vol.149」		⑦	
R8.3.10	246		1,078	-420,940	新聞購読料	毎日新聞デジタルスタンダードプラン利用料	R7/12月分		⑥	
R8.3.10	247		1,491	-422,431	Microsoft Office Microsoft365Personal利用料	R7/11月分			⑨	
R8.3.10	248		8,294	-430,725	携帯電話料金 R8/1月分	spモード(330円)、プロバイダー(550円)、イットコサーチ(330円)、ディズニープラス(1,520円)、D払い(69,977円)、ドコモコンテンツ(330円)、iTunes(0円)利用料を除く「16,588円」を按分			⑨	
R8.3.10	249		385	-431,110	プロバイダー費	R8/1月分	携帯電話料金(89,075円)を除く「550円」を按分		⑨	
R8.3.10	250		3,576	-434,686	ウォーターサーバー費	アリアレールリース代@1100 アリアクラホル@1620×3本			⑦	
R8.3.10	251		1,728	-436,414	ガソリン代				⑦	
R8.3.15	252		76,740	-513,154	人件費・交通費	R8/2月分			⑧	
R8.3.17	253		1,548	-514,702	来客用飲料水代	お茶			⑦	
R8.3.17	254		20,262	-534,964	車輛リース代	R8/3月分			⑨	
R8.3.24	255		4,800	-539,764	新聞購読料	読売新聞セット	R8/3月分		⑥	
R8.3.25	256		9,603	-549,367	郵便代	110円×97通	「市政報告 Vol.150」		⑦	
R8.3.25	257		1,893	-551,260	来客用飲料水代	珈琲、紅茶オレ			⑦	
R8.3.25	258		1,166	-552,426	トイレトーパー・食器洗剤・漂白剤				⑨	
R8.3.28	259		2,464	-554,890	インターネットホスティングサービス料	R8/3月分			⑨	
R8.3.28	260		79	-554,969	インターネットFAX料	R8/3月分			⑨	
R8.3.28	261		8,871	-563,840	電話料金	R8/2月分			⑨	
R8.3.28	262		48,000	-611,840	人件費	R8/3月分			⑧	
R8.3.28	263		1,040	-612,880	来客用飲料水代	お茶			⑦	

年月日	整理 番号	収入額	支出額	残額	内容	支払い内容1	支払い内容2	支払い内容3	項目	その他
R8.3.31	264		3,788	-616,668	複合機トータル サービス料金	R8/2月分			⑨	
月計		0	320,904	-320,904						
累計		3,240,000	3,856,668	-616,668						

備考 1 「内容」欄には、収入又は支出の内容を記載する。(政務活動費〇期分受入れ、〇月分事務所賃借料など)

- 2 「項目」欄には、堺市議会政務活動費の交付に関する条例別表に規定されている政務活動費の使途項目を記載する。
(次の番号の記載でも可) (①調査研究費、②研修費、③要請・陳情活動費、④会議費、⑤資料作成費、⑥資料購入費、
⑦広報・広聴費、⑧人件費、⑨事務・事務所費)

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 堺市 		
雇用期間 (雇用開始日)	雇用開始日 令和5年5月1日 (期間の定め無)		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	112 時間 / 4 週		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1, 150 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	60	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 60 時間 (勤務時間数) 100 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
交通費			
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動費 + 後援会活動	1 / 2
政務活動費 + 政党活動	1 / 2
政務活動 + 後援活動 + 政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	大阪府堺市 [REDACTED] TEL [REDACTED]	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	雇用開始日 令和5年5月1日 (期間の定め無)	
就 業 場 所	堺市中区深井沢町3287 アシストビル1階 木畑ただし議員事務所	
仕 事 内 容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成、後援会運営にかかる業務	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前9時00分から 午後4時15分まで (状況により変動有) (就業時間の間で45分~60分)	
出 勤 日	月~金の内月16日 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く) (状況により変動有)	
給 与 (賃 金)	時給 1,150円 交通費別途支給	
交 通 費	[REDACTED]	片道¥200-
給 与 支 払 日	毎月末日締め切り、翌月15日支払い	
給 与 振 込 先	現金支給	
<p>本契約の期間は無期限とする。契約を継続しない場合は、相手方に対し、契約を終了する3ヶ月前までに通知するものとする。</p> <p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p>		
令和6年10月1日		
雇 用 者 堺市議会議員 木畑 匡 [REDACTED]		
被雇用者 [REDACTED] [REDACTED]		

雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 堺市		
雇用期間 (雇用開始日)	雇用開始日 令和5年5月1日 (期間の定め無)		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	120 時間 / 4 週 (休憩時間含む)		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input type="checkbox"/> 日額 <input checked="" type="checkbox"/> 時給	1, 2 0 0 円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> () 活動		
按分	60	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 72 時間 (勤務時間数) 120 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 (例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
交通費			片道 ¥200-
備考			

※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動費 + 後援会活動	1 / 2
政務活動費 + 政党活動	1 / 2
政務活動 + 後援活動 + 政党活動	1 / 3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	大阪府堺市 TEL	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	雇用開始日 令和5年5月1日 (期間の定め無)	
就 業 場 所	堺市中区深井沢町 3287 アシストビル1階 木畑ただし議員事務所	
仕 事 内 容	政務活動にかかる補助及び関係書類作成、後援会運営にかかる業務	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前 9 時 15 分から 午後 4 時 45 分まで (状況により変動有) (就業時間の間で 45 分～60 分)	
出 勤 日	月～金の内月 16 日 (土・日曜日、祝日、年末年始を除く) (状況により変動有)	
給 与 (賃 金)	時給 1, 2 0 0 円 交通費別途支給	
交 通 費	片道¥200-	
給 与 支 払 日	毎月末日締め切り、翌月 15 日支払い	
給 与 振 込 先	現金支給	
<p>本契約の期間は無期限とする。契約を継続しない場合は、相手方に対し、契約を終了する3ヶ月前までに通知するものとする。</p> <p>契約書は2通作成し、双方が各1通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和7年10月1日</p> <p style="text-align: center;">雇 用 者 堺市議会議員 木畑 匡</p> <p style="text-align: center;">被雇用者</p>		

出勤簿(令和7年3月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和7年3月1日(土)					
令和7年3月2日(日)					
令和7年3月3日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年3月4日(火)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年3月5日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年3月6日(木)					
令和7年3月7日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年3月8日(土)					
令和7年3月9日(日)					
令和7年3月10日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年3月11日(火)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年3月12日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年3月13日(木)					
令和7年3月14日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年3月15日(土)					
令和7年3月16日(日)					
令和7年3月17日(月)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年3月18日(火)	9:15	16:00	0時間 45分	6時間 00分	400円
令和7年3月19日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年3月20日(木)					
令和7年3月21日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年3月22日(土)					
令和7年3月23日(日)					
令和7年3月24日(月)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年3月25日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年3月26日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年3月27日(木)					
令和7年3月28日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年3月29日(土)					
令和7年3月30日(日)					
令和7年3月31日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
合計			12時間 45分	113時間 00分	6,800
出勤日数					17

確認印



出勤簿(令和7年4月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和7年4月1日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月2日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月3日(木)					
令和7年4月4日(金)	14:00	16:45	0時間 00分	2時間 45分	400円
令和7年4月5日(土)					
令和7年4月6日(日)					
令和7年4月7日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月8日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月9日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月10日(木)					
令和7年4月11日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月12日(土)					
令和7年4月13日(日)					
令和7年4月14日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月15日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月16日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月17日(木)					
令和7年4月18日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月19日(土)					
令和7年4月20日(日)					
令和7年4月21日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月22日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月23日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月24日(木)					
令和7年4月25日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月26日(土)					
令和7年4月27日(日)					
令和7年4月28日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年4月29日(火)					
令和7年4月30日(水)	9:15	13:00	0時間 00分	3時間 45分	400円
合計			11時間 15分	107時間 45分	6,800
出勤日数					17



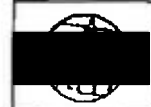
出 勤 簿(令和7年5月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和7年5月1日(木)					
令和7年5月2日(金)					
令和7年5月3日(土)					
令和7年5月4日(日)					
令和7年5月5日(月)					
令和7年5月6日(火)					
令和7年5月7日(水)	8:30	16:45	0 時間 45 分	7 時間 30 分	400円
令和7年5月8日(木)					
令和7年5月9日(金)	8:30	16:45	0 時間 45 分	7 時間 30 分	400円
令和7年5月10日(土)					
令和7年5月11日(日)					
令和7年5月12日(月)	8:30	16:45	0 時間 45 分	7 時間 30 分	400円
令和7年5月13日(火)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年5月14日(水)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年5月15日(木)					
令和7年5月16日(金)	8:30	16:45	0 時間 45 分	7 時間 30 分	400円
令和7年5月17日(土)					
令和7年5月18日(日)					
令和7年5月19日(月)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年5月20日(火)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年5月21日(水)	8:30	16:45	0 時間 45 分	7 時間 30 分	400円
令和7年5月22日(木)	8:30	16:45	0 時間 45 分	7 時間 30 分	400円
令和7年5月23日(金)	8:30	18:00	1 時間 00 分	8 時間 30 分	400円
令和7年5月24日(土)					
令和7年5月25日(日)					
令和7年5月26日(月)	8:30	17:00	0 時間 45 分	7 時間 45 分	400円
令和7年5月27日(火)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年5月28日(水)	8:30	16:45	0 時間 45 分	7 時間 30 分	400円
令和7年5月29日(木)					
令和7年5月30日(金)	8:30	16:45	0 時間 45 分	7 時間 30 分	400円
令和7年5月31日(土)					
合計			11 時間 30 分	110 時間 00 分	6,000
出勤日数					15

確認印



出勤簿(令和7年6月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和7年6月1日(日)					
令和7年6月2日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月3日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月4日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月5日(木)					
令和7年6月6日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月7日(土)					
令和7年6月8日(日)					
令和7年6月9日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月10日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月11日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月12日(木)					
令和7年6月13日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月14日(土)					
令和7年6月15日(日)					
令和7年6月16日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月17日(火)	9:15	12:15	0時間 45分	2時間 15分	400円
令和7年6月18日(水)					
令和7年6月19日(木)					
令和7年6月20日(金)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年6月21日(土)					
令和7年6月22日(日)					
令和7年6月23日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月24日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月25日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月26日(木)					
令和7年6月27日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年6月28日(土)					
令和7年6月29日(日)					
令和7年6月30日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
合計			12時間 00分	103時間 15分	6,400
出勤日数					16

確認印



出 勤 簿(令和7年7月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和7年7月1日(火)	9:00	16:45	0 時間 45 分	7 時間 00 分	400円
令和7年7月2日(水)	9:00	16:45	0 時間 45 分	7 時間 00 分	400円
令和7年7月3日(木)					
令和7年7月4日(金)	9:00	16:45	0 時間 45 分	7 時間 00 分	400円
令和7年7月5日(土)					
令和7年7月6日(日)					
令和7年7月7日(月)	9:00	16:45	0 時間 45 分	7 時間 00 分	400円
令和7年7月8日(火)	9:00	17:00	0 時間 45 分	7 時間 15 分	400円
令和7年7月9日(水)	9:00	17:00	0 時間 45 分	7 時間 15 分	400円
令和7年7月10日(木)					
令和7年7月11日(金)	9:00	16:45	0 時間 45 分	7 時間 00 分	400円
令和7年7月12日(土)					
令和7年7月13日(日)					
令和7年7月14日(月)	9:00	16:45	0 時間 45 分	7 時間 00 分	400円
令和7年7月15日(火)	9:00	16:45	0 時間 45 分	7 時間 00 分	400円
令和7年7月16日(水)	9:00	17:15	0 時間 45 分	7 時間 30 分	400円
令和7年7月17日(木)					
令和7年7月18日(金)	9:00	16:45	0 時間 45 分	7 時間 00 分	400円
令和7年7月19日(土)					
令和7年7月20日(日)					
令和7年7月21日(月)					
令和7年7月22日(火)	9:00	17:45	1 時間 00 分	7 時間 45 分	400円
令和7年7月23日(水)	9:00	16:45	0 時間 45 分	7 時間 00 分	400円
令和7年7月24日(木)					
令和7年7月25日(金)	8:15	17:15	1 時間 00 分	8 時間 00 分	400円
令和7年7月26日(土)					
令和7年7月27日(日)					
令和7年7月28日(月)	8:45	16:45	0 時間 45 分	7 時間 15 分	400円
令和7年7月29日(火)	9:00	16:45	0 時間 45 分	7 時間 00 分	400円
令和7年7月30日(水)	9:00	17:00	0 時間 45 分	7 時間 15 分	400円
令和7年7月31日(木)					
合計			13 時間 15 分	122 時間 15 分	6,800
出勤日数					17

確認印



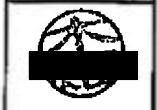
出 勤 簿(令和7年8月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和7年8月1日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年8月2日(土)					
令和7年8月3日(日)					
令和7年8月4日(月)	9:15	17:15	0時間 45分	7時間 15分	400円
令和7年8月5日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年8月6日(水)	8:30	16:00	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年8月7日(木)					
令和7年8月8日(金)	9:15	17:15	0時間 45分	7時間 15分	400円
令和7年8月9日(土)					
令和7年8月10日(日)					
令和7年8月11日(月)					
令和7年8月12日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年8月13日(水)					
令和7年8月14日(木)					
令和7年8月15日(金)					
令和7年8月16日(土)					
令和7年8月17日(日)					
令和7年8月18日(月)					
令和7年8月19日(火)	9:00	16:45	0時間 45分	7時間 00分	400円
令和7年8月20日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年8月21日(木)					
令和7年8月22日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年8月23日(土)					
令和7年8月24日(日)					
令和7年8月25日(月)	8:45	16:45	0時間 45分	7時間 15分	400円
令和7年8月26日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年8月27日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年8月28日(木)					
令和7年8月29日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年8月30日(土)					
令和7年8月31日(日)					
合計			9時間 45分	89時間 30分	5,200
出勤日数					13

確認印



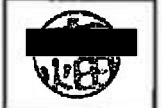
出勤簿(令和7年9月)

氏名



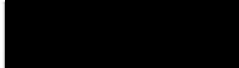
日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和7年9月1日(月)	9:15	16:30	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年9月2日(火)	9:15	16:30	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年9月3日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年9月4日(木)					
令和7年9月5日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年9月6日(土)					
令和7年9月7日(日)					
令和7年9月8日(月)	9:15	16:30	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年9月9日(火)	9:15	16:30	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年9月10日(水)	9:15	16:30	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年9月11日(木)					
令和7年9月12日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年9月13日(土)					
令和7年9月14日(日)					
令和7年9月15日(月)					
令和7年9月16日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年9月17日(水)	9:15	16:30	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年9月18日(木)					
令和7年9月19日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年9月20日(土)					
令和7年9月21日(日)					
令和7年9月22日(月)	9:15	16:30	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年9月23日(火)					
令和7年9月24日(水)	9:15	16:30	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年9月25日(木)					
令和7年9月26日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年9月27日(土)					
令和7年9月28日(日)					
令和7年9月29日(月)	9:15	16:30	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年9月30日(火)	9:15	16:30	0時間 45分	6時間 30分	400円
合計			12時間 00分	105時間 30分	6,400
出勤日数					16

確認印



出 勤 簿 (令和7年10月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和7年10月1日(水)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月2日(木)					
令和7年10月3日(金)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月4日(土)					
令和7年10月5日(日)					
令和7年10月6日(月)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月7日(火)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月8日(水)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月9日(木)					
令和7年10月10日(金)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月11日(土)					
令和7年10月12日(日)					
令和7年10月13日(月)					
令和7年10月14日(火)	12:00	16:45	0 時間 45 分	4 時間 00 分	400円
令和7年10月15日(水)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月16日(木)					
令和7年10月17日(金)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月18日(土)					
令和7年10月19日(日)					
令和7年10月20日(月)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月21日(火)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月22日(水)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月23日(木)					
令和7年10月24日(金)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月25日(土)					
令和7年10月26日(日)					
令和7年10月27日(月)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月28日(火)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月29日(水)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和7年10月30日(木)					
令和7年10月31日(金)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
合計			12 時間 45 分	112 時間 00 分	6,800
出勤日数					17

確認印



出 勤 簿(令和7年11月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和7年11月1日(土)					
令和7年11月2日(日)					
令和7年11月3日(月)					
令和7年11月4日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年11月5日(水)	9:15	16:30	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和7年11月6日(木)					
令和7年11月7日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年11月8日(土)					
令和7年11月9日(日)					
令和7年11月10日(月)	9:15	16:00	0時間 45分	6時間 00分	400円
令和7年11月11日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年11月12日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年11月13日(木)					
令和7年11月14日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年11月15日(土)					
令和7年11月16日(日)					
令和7年11月17日(月)	9:15	16:00	0時間 45分	6時間 00分	400円
令和7年11月18日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年11月19日(水)	9:15	14:00	0時間 45分	4時間 00分	400円
令和7年11月20日(木)					
令和7年11月21日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年11月22日(土)					
令和7年11月23日(日)					
令和7年11月24日(月)					
令和7年11月25日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年11月26日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年11月27日(木)					
令和7年11月28日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年11月29日(土)					
令和7年11月30日(日)					
合計			10時間 30分	90時間 00分	5,600
出勤日数					14

確認印



出 勤 簿(令和7年12月)

氏名 XXXXXXXXXX

日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和7年12月1日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月2日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月3日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月4日(木)					
令和7年12月5日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月6日(土)					
令和7年12月7日(日)					
令和7年12月8日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月9日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月10日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月11日(木)					
令和7年12月12日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月13日(土)					
令和7年12月14日(日)					
令和7年12月15日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月16日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月17日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月18日(木)					
令和7年12月19日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月20日(土)					
令和7年12月21日(日)					
令和7年12月22日(月)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月23日(火)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月24日(水)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月25日(木)	9:15	14:30	0時間 45分	4時間 30分	400円
令和7年12月26日(金)	9:15	16:45	0時間 45分	6時間 45分	400円
令和7年12月27日(土)					
令和7年12月28日(日)					
令和7年12月29日(月)					
令和7年12月30日(火)					
令和7年12月31日(水)					
合計			12時間 45分	112時間 30分	6,800
出勤日数					17



出 勤 簿 (令和8年1月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和8年1月1日(木)					
令和8年1月2日(金)					
令和8年1月3日(土)					
令和8年1月4日(日)					
令和8年1月5日(月)	9:30	15:00	0 時間 45 分	4 時間 45 分	400円
令和8年1月6日(火)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月7日(水)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月8日(木)					
令和8年1月9日(金)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月10日(土)					
令和8年1月11日(日)					
令和8年1月12日(月)					
令和8年1月13日(火)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月14日(水)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月15日(木)					
令和8年1月16日(金)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月17日(土)					
令和8年1月18日(日)					
令和8年1月19日(月)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月20日(火)	9:15	16:30	0 時間 45 分	6 時間 30 分	400円
令和8年1月21日(水)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月22日(木)					
令和8年1月23日(金)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月24日(土)					
令和8年1月25日(日)					
令和8年1月26日(月)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月27日(火)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月28日(水)	9:15	16:45	1 時間 00 分	6 時間 30 分	400円
令和8年1月29日(木)					
令和8年1月30日(金)	9:15	16:45	0 時間 45 分	6 時間 45 分	400円
令和8年1月31日(土)					
合計			11 時間 30 分	98 時間 45 分	6,000
出勤日数					15

確認印



出勤簿(令和8年2月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	休憩時間	実労働時間	交通費
令和8年2月1日(日)					
令和8年2月2日(月)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月3日(火)	9:00	16:45	0時間 45分	7時間 00分	400円
令和8年2月4日(水)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月5日(木)					
令和8年2月6日(金)	9:00	16:45	0時間 45分	7時間 00分	400円
令和8年2月7日(土)					
令和8年2月8日(日)					
令和8年2月9日(月)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月10日(火)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月11日(水)					
令和8年2月12日(木)	9:45	16:45	0時間 45分	6時間 15分	400円
令和8年2月13日(金)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月14日(土)					
令和8年2月15日(日)					
令和8年2月16日(月)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月17日(火)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月18日(水)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月19日(木)					
令和8年2月20日(金)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月21日(土)					
令和8年2月22日(日)					
令和8年2月23日(月)					
令和8年2月24日(火)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月25日(水)	9:30	13:15	0時間 45分	3時間 00分	400円
令和8年2月26日(木)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月27日(金)	9:30	16:45	0時間 45分	6時間 30分	400円
令和8年2月28日(土)					
合計			12時間 00分	101時間 15分	6,400
出勤日数					16



雇用状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

ふりがな			
被雇用者の氏名			
生年月日			
住所	〒 XXXXXXXXXX 枚方市 XXXXXXXXXX		
雇用期間 (雇用開始日)	雇用開始日 平成27年7月1日 (期間の定め無)		
雇用形態	<input checked="" type="checkbox"/> 直接雇用 <input type="checkbox"/> その他(派遣等)		
勤務時間数	48 時間 / 4 週		
賃金額	<input type="checkbox"/> 月額 <input checked="" type="checkbox"/> 日額 <input type="checkbox"/> 時給	10,000円	
業務内容	<input checked="" type="checkbox"/> 政務活動 <input checked="" type="checkbox"/> 政党活動 <input checked="" type="checkbox"/> 後援会活動 <input type="checkbox"/> ()活動		
按分	60 %	<input checked="" type="checkbox"/> 勤務実態をもとに算定 (週勤務時間数のうち政務活動にかかる時間) 28.8 時間 (勤務時間数) 48 時間	
		<input type="checkbox"/> 職務内容をもとに算定 ※下記参照	
議員との関係	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他(例外) <input type="checkbox"/> 生計を一にする親族 ※議員と被雇用者の関係は、生計を一にしていることを条件とする。		
備考	令和5年5月1日雇用条件変更		


※雇用契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

※職務内容をもとに算定する場合の按分率

職務内容	按分率
政務活動費+後援会活動	1/2
政務活動費+政党活動	1/2
政務活動+後援活動+政党活動	1/3

(上記以外の活動がある場合は、その活動を含めて分母の数とする。)

雇 用 契 約 書

ふりがな		生 年 月 日
氏 名		
現 住 所	大阪府枚方市 XXXXXXXXXX TEL XXXXXXXXXX	
下記の条件で契約します		
雇 用 期 間	雇用開始日 平成 27 年 7 月 1 日 (期間の定めなし)	
就 業 場 所	堺市中区深井沢町 3287 アシストビル 1 階 木畑ただし議員事務所	
仕 事 内 容	政務調査に係る調査補助及び関係書類の作成・政党後援会収支関係書類の作成	
就 業 時 間 (休憩時間)	午前・午後 9 時 00 分から 午前・ 午後 3 時 00 分まで (就業時間の間で 45 分～60 分) (状況により変動有)	
出 勤 日	月～土の内月 8 日 (日曜日、祝日、年末年始を除く) (状況により変動有)	
給 与 (賃 金)	月額 10,000 円 (交通費含む)	
給 与 支 払 日	毎月末日締め切り、末日支払い	
給 与 振 込 先	現金支給	
<p>本契約の期間は無期限とする。契約を継続しない場合は、相手方に対し、契約を終了する 3ヶ月前までに通知するものとする。</p>		
<p>契約書は 2 通作成し、双方が各 1 通を保管する。</p> <p style="text-align: right;">令和 5 年 5 月 1 日</p> <p style="text-align: center;">雇 用 者 堺市議会議員 木畑 匡 </p> <p style="text-align: center;">被雇用者 XXXXXXXXXX XXXXXXXXXX</p>		

出勤簿(令和7年4月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和7年4月1日(火)				
令和7年4月2日(水)				
令和7年4月3日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年4月4日(金)				
令和7年4月5日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年4月6日(日)				
令和7年4月7日(月)				
令和7年4月8日(火)				
令和7年4月9日(水)				
令和7年4月10日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年4月11日(金)				
令和7年4月12日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年4月13日(日)				
令和7年4月14日(月)				
令和7年4月15日(火)				
令和7年4月16日(水)				
令和7年4月17日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年4月18日(金)				
令和7年4月19日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年4月20日(日)				
令和7年4月21日(月)				
令和7年4月22日(火)				
令和7年4月23日(水)				
令和7年4月24日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年4月25日(金)				
令和7年4月26日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年4月27日(日)				
令和7年4月28日(月)				
令和7年4月29日(火)				
令和7年4月30日(水)				
合計			48時間 00分	
出勤日数			8	



出勤簿(令和7年5月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和7年5月1日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年5月2日(金)				
令和7年5月3日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年5月4日(日)				
令和7年5月5日(月)				
令和7年5月6日(火)				
令和7年5月7日(水)				
令和7年5月8日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年5月9日(金)				
令和7年5月10日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年5月11日(日)				
令和7年5月12日(月)				
令和7年5月13日(火)				
令和7年5月14日(水)				
令和7年5月15日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年5月16日(金)				
令和7年5月17日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年5月18日(日)				
令和7年5月19日(月)				
令和7年5月20日(火)				
令和7年5月21日(水)				
令和7年5月22日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年5月23日(金)				
令和7年5月24日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年5月25日(日)				
令和7年5月26日(月)				
令和7年5月27日(火)				
令和7年5月28日(水)				
令和7年5月29日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年5月30日(金)				
令和7年5月31日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
合計			60時間 00分	
出勤日数			10	



出 勤 簿(令和7年6月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和7年6月1日(日)				
令和7年6月2日(月)				
令和7年6月3日(火)				
令和7年6月4日(水)				
令和7年6月5日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年6月6日(金)				
令和7年6月7日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年6月8日(日)				
令和7年6月9日(月)				
令和7年6月10日(火)				
令和7年6月11日(水)				
令和7年6月12日(木)				
令和7年6月13日(金)				
令和7年6月14日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年6月15日(日)				
令和7年6月16日(月)				
令和7年6月17日(火)				
令和7年6月18日(水)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年6月19日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年6月20日(金)				
令和7年6月21日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年6月22日(日)				
令和7年6月23日(月)				
令和7年6月24日(火)				
令和7年6月25日(水)				
令和7年6月26日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年6月27日(金)				
令和7年6月28日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年6月29日(日)				
令和7年6月30日(月)				
合計			48 時間 00 分	
出勤日数			8	



出 勤 簿 (令和7年7月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和7年7月1日(火)				
令和7年7月2日(水)				
令和7年7月3日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年7月4日(金)				
令和7年7月5日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年7月6日(日)				
令和7年7月7日(月)				
令和7年7月8日(火)				
令和7年7月9日(水)				
令和7年7月10日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年7月11日(金)				
令和7年7月12日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年7月13日(日)				
令和7年7月14日(月)				
令和7年7月15日(火)				
令和7年7月16日(水)				
令和7年7月17日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年7月18日(金)				
令和7年7月19日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年7月20日(日)				
令和7年7月21日(月)				
令和7年7月22日(火)				
令和7年7月23日(水)				
令和7年7月24日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年7月25日(金)				
令和7年7月26日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年7月27日(日)				
令和7年7月28日(月)				
令和7年7月29日(火)				
令和7年7月30日(水)				
令和7年7月31日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
合計			54 時間 00 分	
出勤日数			9	



出勤簿(令和7年8月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和7年8月1日(金)				
令和7年8月2日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年8月3日(日)				
令和7年8月4日(月)				
令和7年8月5日(火)				
令和7年8月6日(水)				
令和7年8月7日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年8月8日(金)				
令和7年8月9日(土)				
令和7年8月10日(日)				
令和7年8月11日(月)				
令和7年8月12日(火)				
令和7年8月13日(水)				
令和7年8月14日(木)				
令和7年8月15日(金)				
令和7年8月16日(土)				
令和7年8月17日(日)				
令和7年8月18日(月)				
令和7年8月19日(火)				
令和7年8月20日(水)				
令和7年8月21日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年8月22日(金)				
令和7年8月23日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年8月24日(日)				
令和7年8月25日(月)				
令和7年8月26日(火)				
令和7年8月27日(水)				
令和7年8月28日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年8月29日(金)				
令和7年8月30日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和7年8月31日(日)				
合計			36時間 00分	
出勤日数			6	



出 勤 簿(令和7年9月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和7年9月1日(月)				
令和7年9月2日(火)				
令和7年9月3日(水)				
令和7年9月4日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年9月5日(金)				
令和7年9月6日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年9月7日(日)				
令和7年9月8日(月)				
令和7年9月9日(火)				
令和7年9月10日(水)				
令和7年9月11日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年9月12日(金)				
令和7年9月13日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年9月14日(日)				
令和7年9月15日(月)				
令和7年9月16日(火)				
令和7年9月17日(水)				
令和7年9月18日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年9月19日(金)				
令和7年9月20日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年9月21日(日)				
令和7年9月22日(月)				
令和7年9月23日(火)				
令和7年9月24日(水)				
令和7年9月25日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年9月26日(金)				
令和7年9月27日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年9月28日(日)				
令和7年9月29日(月)				
令和7年9月30日(火)				
合計			48 時間 00 分	
出勤日数			8	



出 勤 簿 (令和7年10月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和7年10月1日(水)				
令和7年10月2日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年10月3日(金)				
令和7年10月4日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年10月5日(日)				
令和7年10月6日(月)				
令和7年10月7日(火)				
令和7年10月8日(水)				
令和7年10月9日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年10月10日(金)				
令和7年10月11日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年10月12日(日)				
令和7年10月13日(月)				
令和7年10月14日(火)				
令和7年10月15日(水)				
令和7年10月16日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年10月17日(金)				
令和7年10月18日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年10月19日(日)				
令和7年10月20日(月)				
令和7年10月21日(火)				
令和7年10月22日(水)				
令和7年10月23日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年10月24日(金)				
令和7年10月25日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年10月26日(日)				
令和7年10月27日(月)				
令和7年10月28日(火)				
令和7年10月29日(水)				
令和7年10月30日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年10月31日(金)				
合計			54 時間 00 分	
出勤日数			9	



出 勤 簿(令和7年11月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和7年11月1日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年11月2日(日)				
令和7年11月3日(月)				
令和7年11月4日(火)				
令和7年11月5日(水)				
令和7年11月6日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年11月7日(金)				
令和7年11月8日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年11月9日(日)				
令和7年11月10日(月)				
令和7年11月11日(火)				
令和7年11月12日(水)				
令和7年11月13日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年11月14日(金)				
令和7年11月15日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年11月16日(日)				
令和7年11月17日(月)				
令和7年11月18日(火)				
令和7年11月19日(水)				
令和7年11月20日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年11月21日(金)				
令和7年11月22日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年11月23日(日)				
令和7年11月24日(月)				
令和7年11月25日(火)				
令和7年11月26日(水)				
令和7年11月27日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年11月28日(金)				
令和7年11月29日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年11月30日(日)				
合計			54 時間 00 分	
出勤日数			9	



出 勤 簿(令和7年12月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和7年12月1日(月)				
令和7年12月2日(火)				
令和7年12月3日(水)				
令和7年12月4日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年12月5日(金)				
令和7年12月6日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年12月7日(日)				
令和7年12月8日(月)				
令和7年12月9日(火)				
令和7年12月10日(水)				
令和7年12月11日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年12月12日(金)				
令和7年12月13日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年12月14日(日)				
令和7年12月15日(月)				
令和7年12月16日(火)				
令和7年12月17日(水)				
令和7年12月18日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年12月19日(金)				
令和7年12月20日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年12月21日(日)				
令和7年12月22日(月)				
令和7年12月23日(火)				
令和7年12月24日(水)				
令和7年12月25日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年12月26日(金)				
令和7年12月27日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和7年12月28日(日)				
令和7年12月29日(月)				
令和7年12月30日(火)				
令和7年12月31日(水)				
合計			48 時間 00 分	
出勤日数			8	

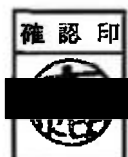


出勤簿(令和8年1月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備考
令和8年1月1日(木)				
令和8年1月2日(金)				
令和8年1月3日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和8年1月4日(日)				
令和8年1月5日(月)				
令和8年1月6日(火)				
令和8年1月7日(水)				
令和8年1月8日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和8年1月9日(金)				
令和8年1月10日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和8年1月11日(日)				
令和8年1月12日(月)				
令和8年1月13日(火)				
令和8年1月14日(水)				
令和8年1月15日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和8年1月16日(金)				
令和8年1月17日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和8年1月18日(日)				
令和8年1月19日(月)				
令和8年1月20日(火)				
令和8年1月21日(水)				
令和8年1月22日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和8年1月23日(金)				
令和8年1月24日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和8年1月25日(日)				
令和8年1月26日(月)				
令和8年1月27日(火)				
令和8年1月28日(水)				
令和8年1月29日(木)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
令和8年1月30日(金)				
令和8年1月31日(土)	9:00	15:00	6時間 00分	休憩 45分
合計			54時間 00分	
出勤日数			9	



出 勤 簿 (令和8年2月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和8年2月1日(日)				
令和8年2月2日(月)				
令和8年2月3日(火)				
令和8年2月4日(水)				
令和8年2月5日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年2月6日(金)				
令和8年2月7日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年2月8日(日)				
令和8年2月9日(月)				
令和8年2月10日(火)				
令和8年2月11日(水)				
令和8年2月12日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年2月13日(金)				
令和8年2月14日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年2月15日(日)				
令和8年2月16日(月)				
令和8年2月17日(火)				
令和8年2月18日(水)				
令和8年2月19日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年2月20日(金)				
令和8年2月21日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年2月22日(日)				
令和8年2月23日(月)				
令和8年2月24日(火)				
令和8年2月25日(水)				
令和8年2月26日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年2月27日(金)				
令和8年2月28日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
合計			48 時間 00 分	
出勤日数			8	



出 勤 簿 (令和8年3月)

氏名



日付	始業時間	終業時刻	労働時間	備 考
令和8年3月1日(日)				
令和8年3月2日(月)				
令和8年3月3日(火)				
令和8年3月4日(水)				
令和8年3月5日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年3月6日(金)				
令和8年3月7日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年3月8日(日)				
令和8年3月9日(月)				
令和8年3月10日(火)				
令和8年3月11日(水)				
令和8年3月12日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年3月13日(金)				
令和8年3月14日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年3月15日(日)				
令和8年3月16日(月)				
令和8年3月17日(火)				
令和8年3月18日(水)				
令和8年3月19日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年3月20日(金)				
令和8年3月21日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年3月22日(日)				
令和8年3月23日(月)				
令和8年3月24日(火)				
令和8年3月25日(水)				
令和8年3月26日(木)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年3月27日(金)				
令和8年3月28日(土)	9:00	15:00	6 時間 00 分	休憩 45分
令和8年3月29日(日)				
令和8年3月30日(月)				
令和8年3月31日(火)				
合計			48 時間 00 分	
出勤日数			8	



配布委託契約書

堺市議会議員 木畑 匡を甲、[REDACTED]を乙として、下記の通り
配布委託契約書を締結します。

- 第1条 乙は甲の要請に従い各家庭へのポスティング業務を誠実に行ってください。
- 第2条 甲の就業時間は午前9時から午後6時までとします。
(但し、乙の就業時間は常識の範囲内で乙に一任します)
- 第3条 報告の義務
乙は配布開始、終了時に電話報告を必ず行ってください。
その日の配布終了時の報告は配布した枚数を正確に報告してください。
事務所が就業時間外または休日の場合は留守電に入力してください。
- 第4条 支払い賃金については、次の定める通りとします。
賃金は、配布枚数に応じて支払う。但し支払いは、1月～3月分・4月～6月分・
7月～9月分・10月～12月分、3ヶ月分(両者の都合に合わせて変動可)を一
括に支払います。賃金支払日は、3ヶ月目最終配布日(事務所が就業時間外ま
たは休日の場合は、翌日。ただし両者の都合に合わせて変動可)とします。
- 第5条 乙はポスティングの業務を何らかの理由で辞退する場合は、現状で請け負っ
ているものについては、乙が責任を持って配布完了まで配布作業を行ってくださ
い。それ以外は必ず1ヵ月前までに事務所に何らかの形で通達してください。
- 第6条 乙は甲の信用を重んじ、業務上知りえた秘密の漏洩、その他、甲の不利益とな
る行為は一切しないでください。
- 第7条 乙が配布物の投棄・焼却・盗難・虚偽の報告等で甲または第三者に損害を与え
た場合は、賃金の支払いは一切行いません。

平成30年10月1日

(甲) 大阪府堺市中区深井沢町 3287

堺市議会議員 木畑 匡 [REDACTED]

(乙) 大阪府堺市 [REDACTED]

配布委託契約書

堺市議会議員 木畑 匡を甲、[REDACTED]を乙として、下記の通り
配布委託契約書を締結します。

- 第1条 乙は甲の要請に従い各家庭へのポスティング業務を誠実に行ってください。
- 第2条 甲の就業時間は午前9時から午後6時までとします。
(但し、乙の就業時間は常識の範囲内で乙に一任します)
- 第3条 報告の義務
乙は配布開始、終了時に電話報告を必ず行ってください。
その日の配布終了時の報告は配布した枚数を正確に報告してください。
事務所が就業時間外または休日の場合は留守電に入力してください。
- 第4条 支払い賃金については、次の定める通りとします。
賃金は、配布枚数に応じて支払う。但し支払いは、1月～3月分・4月～6月分・
7月～9月分・10月～12月分、3ヶ月分(両者の都合に合わせて変動可)を一
括に支払います。賃金支払日は、3ヶ月目最終配布日(事務所が就業時間外ま
たは休日の場合は、翌日。ただし両者の都合に合わせて変動可)とします。
- 第5条 乙はポスティングの業務を何らかの理由で辞退する場合は、現状で請け負っ
ているものについては、乙が責任を持って配布完了まで配布作業を行ってくださ
い。それ以外は必ず1ヵ月前までに事務所に何らかの形で通達してください。
- 第6条 乙は甲の信用を重んじ、業務上知りえた秘密の漏洩、その他、甲の不利益とな
る行為は一切しないでください。
- 第7条 乙が配布物の投棄・焼却・盗難・虚偽の報告等で甲または第三者に損害を与え
た場合は、賃金の支払いは一切行いません。

平成30年10月1日

(甲) 大阪府堺市中区深井沢町 3287

堺市議会議員 木畑 匡 [REDACTED]

(乙) 大阪府堺市 [REDACTED]

事務所（使用）状況報告書

会派の名称・議員氏名 木畑 匡

管理責任者 (議員名)	木畑 匡		
事務所名	堺市議会議員 木畑ただし 事務所		
所在地	〒599-8236 堺市中区深井沢町3287 アシストビル1階 TEL 072 (281) 8030		
兼用の有無	<input type="checkbox"/> 自宅兼事務所 <input checked="" type="checkbox"/> 専用事務所 (賃貸借契約先 アシストワーク株式会社)		
	他用途との兼用	<input type="checkbox"/> 私的使用	
	<input checked="" type="checkbox"/> 有 ⇒ <input type="checkbox"/> 無	<input checked="" type="checkbox"/> 後援会事務所	
		<input checked="" type="checkbox"/> 政党活動事務所	
		<input type="checkbox"/> 会社等(関係団体)	
延べ面積	40.35㎡	賃借料	月額 100,000 円 (政務活動費充当額 70,000 円)
政務活動事務所 として使用する 割合	70%	(次のいずれかの説明方法を選択) <input type="checkbox"/> 使用面積による 使用面積 ㎡/延べ面積(㎡) <input checked="" type="checkbox"/> 使用時間による 月 192 時間のうち 135 時間	
事務所関連経費 按分比率など	維持管理 経費	<input type="checkbox"/> 電気代... % <input type="checkbox"/> 水道代... % <input type="checkbox"/> ガス代... % <input checked="" type="checkbox"/> 固定電話代... 70% <input checked="" type="checkbox"/> その他(事務所関係費)... 70%	
	駐車場 賃借料	%	月額 円 (政務活動費充当額 円) 【所在地】
所有区分	<input type="checkbox"/> 生計を一にしない親族 <input checked="" type="checkbox"/> 第三者 <input type="checkbox"/> その他 () ※議員と賃主との関係は、生計を一にしていないことを条件とする。		
備 考			

※事務所・駐車場を賃借する場合は、賃貸借契約書またはそれに代わる書類の写しを併せて提出すること。

建物賃貸借契約書

(事業用)

平成28年3月1日

アシストワーク株式会社

一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会 制定

会員業務用

建物賃貸借契約書（事業用）

賃貸人 アシストワーク株式会社 を甲とし、賃借人 木畑 匡 を乙として、甲の所有する建物について次のとおり建物賃貸借契約（以下「本契約」という。）を締結する。

I. 標記

(1) 賃貸借の目的物

所在地	大阪府堺市中区深井沢町3287番地		
住居表示	大阪府堺市中区深井沢町3287番地		
家屋番号	3287番	建物種類	事務所
建物名称	アシストビル	住戸番号	101号
構造	SRC造 陸屋根 6階建（目的物の所在階数 1階）		
	（ <input type="checkbox"/> 共同建 <input type="checkbox"/> 一戸建 <input type="checkbox"/> 長屋建 <input checked="" type="checkbox"/> その他 テナントビル ）		
床面積	40.35㎡		
施工仕様			
付属設備	トイレ、給湯室、エアコン、照明器具		
付属施設	駐車場、自転車置き場		
付記事項			

*記入例→ 施工仕様…… 内外装仕様現状渡し、店舗仕様貸主負担施工、内装仕上げ借主負担、冷暖房設備・厨房設備借主負担施工 等
 付属設備…… 給排水設備、冷暖房設備、エアコン、厨房設備、トイレ、照明器具、営業什器一式、クレーン、〇〇〇機械設備一式 等
 付属施設…… 駐車場、車庫、自転車置場、物置、専用庭、庭園 等

(2) 賃貸借契約期間および引渡し日

始期	および	引渡し日	
		平成28年3月1日より	2年 間とする
終期	平成30年2月28日まで		

(3) 賃料、共益費

	金額	支払い方法	振込による場合
賃料	月額 100,000円	賃料、共益費を共に現金持参または振込による方法により、毎月末日までに翌月分を先払いする。	金融機関名 池田泉州銀行
共益費	月額 円		預金 <input checked="" type="checkbox"/> 普通 <input type="checkbox"/> 当座 口座番号 XXXXXXXXXX 宛先名義人 株式会社 ウィン住建 フリガナ カブシキガイシャ ウィンジュウケン

(4) 保証金

保証金	円	解約時控除金	円
-----	---	--------	---

(5) 賃貸人及び管理人

賃貸人	住所	〒599-8236 大阪府堺市中区深井沢町 3287 番地
	氏名	アシストワーク株式会社
管理人	住所	〒591-8022 大阪府堺市北区金岡町 1490-5 AMSビル2階
	氏名	株式会社 ウィン住建

(6) 入居者

賃借人	氏名	商号・名称・営業種目・職業	本人との関係、法人の場合地位（代表者、所長、管理責任者、社員等）
(本人)	木畑 匡	堺市議会議員	
家族又は従業者・社員など本物件建物内入居者 (多人数の場合はその他従業者〇〇名)等 配入 合計()人	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX
	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX
	XXXXXXXXXX		XXXXXXXXXX

(7) 連帯保証人

連帯保証人	住所		
	氏名		年齢
	職業	借主との関係	

II. 契約条項

(目的および用途)

- 第1条 甲はその所有する標記物件（以下「本物件」という。）を、次項に規定する用途に供することを目的として乙に賃貸し、乙はこれを賃借することを約する。
2. 乙は、本物件を 事務所 として賃借使用するものとし、それ以外の目的に使用してはならない。

(賃貸借期間および引渡し日)

- 第2条 賃貸借期間および引渡し日は、標記のとおりとする。
2. 甲および乙は、協議のうえ、本契約を更新することができる。

(賃料等)

- 第3条 賃料および共益費は、標記のとおりとする。
2. 乙の支払う共益費は、本物件の共用部分および共用施設の維持管理に必要な費用に充当される。
3. 乙は、賃料および共益費をそれぞれの消費税を加算し、毎月末日限り、翌月分の賃料および共益費として甲方に持参して支払うか、または甲の指定する標記の金融機関口座へ振込みにより支払うものとする。
ただし、振込みにかかる費用は乙の負担とする。
4. 1ヵ月に満たない賃料等は、1ヵ月を30日として日割り計算する。
5. 甲および乙は、土地または建物に対する租税その他の公課の負担の増減により、土地または建物の価格の上昇もしくは低下その他の経済変動により、または近傍類似の建物の賃料等に比較して賃料が不相当となったとき、あるいは維持管理費の増減により共益費が不相当となったときは、相手方に対し、賃料等の増減を請求することができるものとする。

(保証金)

- 第4条 乙は、保証金として標記金額を甲に預託する。
2. 本契約が終了し、乙が本物件を完全に明け渡し返還した場合には、甲は速やかに前項により受託した保証金から標記の解約時控除金を控除した金額を無利息で乙へ返還するものとする。
ただし、乙に賃料等の滞納、損害の賠償その他本契約から生じたもので既に履行期の到来した債務等がある場合は、甲は、標記解約時控除金とは別途に、標記保証金からこれらの債務金を控除することができる。この場合には、甲はその内訳を乙に明示しなければならない。
3. 前項の解約時控除金は、本契約締結に際し、一時金として乙が負担すべき金員であって、乙に返還されないものとする。
4. 乙は、本契約期間内において、賃料その他の債務と保証金とを相殺することはできない。
5. 乙は、この保証金にかかる返還請求権を第三者に譲渡し、または保証金を他の債務の担保に供してはならない。

(本物件内の造作等)

- 第5条 乙は、本物件内について第1条第2項の使用目的のため内装および設備工事等施工するときは、仕様・工程等につき事前に甲の書面による承諾を得た後に、自らの責任と費用負担のもとに実施することができる。
ただし、この場合施工業者については、甲および乙の双方が協議のうえ決定する。
2. 乙は、前項の工事を実施するときは周辺の第三者に損害・迷惑等を及ぼすことのないよう注意して施工するものとし、当該工事によって、本物件を毀損または滅失せしめた

ときは直ちに甲に通知すると共にその損害を賠償せねばならず、また、第三者から異議苦情等の申出があったときは乙の責任と負担において速やかにこれを解決しなければならない。

(設備・造作等の変更)

第6条 乙が本物件の内外装設備・仕様または前条により乙が施工した造作を下記の各号に定めることその他、改造、除去、変更するなど現状を変更しようとするときは、あらかじめ甲に仕様書、設計図、請負業者届を提出し、書面による承諾を得たのちに着手しなければならない。

- (1)本物件内の造作、間仕切、建具等の新增設または模様替え。
 - (2)電灯の新增設、移設、電話の引込架線、およびその他の設備の新增設、移転、変更等。
 - (3)本物件の外表面（出入口扉、窓ガラス、シャッター等を含む）での商号、商標、その他の表示。
2. 前項の工事に要する費用は、乙の負担とする。

(修理等)

第7条 本物件の屋根、柱、壁、梁、床等主要構造部の維持保全に必要な修理は甲の負担とする。

2. 本物件内の畳・建具類、壁面・天井のクロス、フロアシート、ガラス、照明器具、その他付属品等の損耗による修理は、乙の負担とする。
3. 厨房設備、トイレ、冷暖房器、給湯器、換気扇、給排水設備、付属機械設備等付属設備が、乙の故意・過失により修理、取換えの必要な場合は、これに要する費用は乙の負担とする。
4. 乙は、本物件につき修繕を必要とする箇所を発見したときには、速やかに甲に通知しなければならない。
5. 乙は、本物件および諸造作設備の修理を自らの負担において実施する場合であっても、その修理の実施および方法についてはあらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

(免責)

第8条 地震、火災、風水害等の災害、盗難その他不可抗力と認められる事故、または甲・乙の責によらない電気、ガス、給排水等の設備の故障によって生じた甲または乙の損害について、甲または乙は互いにその責を負わないものとする。

(遵守事項)

第9条 乙は、善良なる管理者の注意をもって本物件および本物件建物内の諸設備を使用しなければならない。また、乙の営業活動にかかり、近隣居住者等に迷惑となるような一切の行為をしてはならない。

(乙の届出義務)

第10条 乙または連帯保証人は、次の各号に該当するときは、直ちに書面により甲に届け出なければならない。

- (1)乙の住所、商号、営業種目、組織、代表者に変更が生じたとき。
- (2)乙または連帯保証人が、成年被後見人、被保佐人、被補助人の宣告を受けたとき、または連帯保証人が破産したとき。
- (3)標記に記載した入居者に変更のあるとき。
- (4)乙または連帯保証人が死亡したとき。
- (5)1ヵ月以上にわたり不在する場合における不在期間および連絡先。
- (6)本物件を毀損または滅失したとき。
- (7)出入口の鍵を紛失したとき若しくは取り替えるとき。

(承諾が必要な事項)

第 11 条 乙は、次の各号に該当する行為をしようとするときは、あらかじめ甲の書面による承諾を得なければならない。

- (1)大型金庫、大型書庫・ロッカー、機械設備等重量物の搬入据付け等をするとき。
- (2)第 5 条（本物件内の造作等）または第 6 条（設備・造作等の変更）に該当する行為をしようとするとき。

(禁止事項)

第 12 条 乙は、次の各号に該当する行為を行ってはならない。

- (1)本物件の全部または一部について賃借権を譲渡すること。
- (2)本物件の全部または一部を第三者に転貸すること。
- (3)本物件において危険な行為、近隣に迷惑となる行為を行うこと。
- (4)反社会的集団（暴力団、過激な集団等）と関係を持つこと、または、これらの集団に加盟すること
- (5)本物件において犬、猫等動物の飼育をすること。

(第三者同居の禁止)

第 13 条 乙は、甲の書面による事前の承諾を得ないで、本物件に標記記載の者以外の第三者を同居させまたは使用させ或いは第三者の名義を表示してはならない。

(立入点検)

第 14 条 甲または甲指定の管理人その他甲の指定する者は、本物件建物の保全、衛生、防犯、防火、救護その他本物件建物の管理上必要があると認めるときはいつでも、乙に通知して本物件に立ち入り、これを点検し適宜の措置を講じることができる。

2. 前項の規定にかかわらず、非常の場合においては、乙に対する通知なくして前項の行為を行うことができるが、この場合甲は事後速やかに乙に報告するものとする。
3. 本契約終了後において本物件を賃借しようとする者又は本物件を譲り受けようとする者が下見をするときは、甲及び下見をする者は、あらかじめ乙の承諾を得て、本物件内に立ち入ることができる。
4. 前三項の場合、乙は甲の措置に協力しなければならない。

(契約の解除)

第 15 条 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、甲が相当の期間を定めて当該義務の履行を催促したにもかかわらず、その期間内に当該義務が履行されないときは、本契約を解除することができる。

(1)第 3 条の賃料等の支払義務

(2)乙の故意又は過失により必要になった修繕に要する費用の負担義務

2. 甲は、乙が次に掲げる義務に違反した場合において、当該義務違反により本契約を継続することが困難であると認められるに至ったときは、本契約を解除することができる。

(1)第 1 条の使用目的遵守義務

(2)第 11 条（承諾が必要な事項）に規定する事項の遵守義務

(3)第 12 条（禁止事項）に規定する事項の遵守義務

(4)第 13 条（第三者同居の禁止）の遵守義務

(5)その他本契約書に規定する乙の義務

(契約の終了)

第 16 条 次の各号に該当することがあったときは、本契約は終了するものとし、その結果生じた損害について、甲乙相互に損害賠償の請求をしない。

- (1)天災地変、火災その他甲および乙のいずれの責に帰すことのできない事由により本物

件の全部または一部が滅失もしくは毀損して本物件の使用が不可能になったとき。
(2)法令または条例の施行もしくは公権力の行使、関係官庁の指導等による本物件の収用、取り払い、使用禁止等の事由が発生したとき。

(期間内解約)

第 17 条 乙が、本契約を解除しようとするときは、解約日の 2 ヶ月前までに甲に書面で予告しなければならない。
ただし、乙は、予告に代えて賃料および共益費の 2 ヶ月分相当額を支払い即時解約することができる。

(明け渡し)

第 18 条 乙は、本契約終了と同時に、本物件を甲に明け渡さなければならない。この場合において、乙は本物件に付加した設備等を自己の費用をもって除去し、通常の使用に伴い生じた本物件の損耗を除き、本物件を原状に回復しなければならない。
2. 甲および乙は、前項明け渡しに際しては、双方が立会のうえ確認し、損耗の存するときは、その内容および原状回復の施工方法について協議するものとする。
3. 乙は、明け渡しに際し、乙の費用で本件建物に付加した一切の造作について、甲にその買取りを請求することはできない。
4. 乙は、明け渡しに際し、移転料、立退き料等名目の如何を問わず甲に対し、一切の金銭請求をすることはできない。
5. 乙は、明け渡しが遅滞したときには、甲に対し、遅滞日数分の賃料および共益費の倍額相当額を損害金として支払わなければならない。

(連帯保証人)

~~第 19 条 標記連帯保証人は、本契約に基づく乙の一切の債務につき乙と連帯して履行の責を負う。
2. 乙は、連帯保証人につき無資力、死亡等資格要件を欠くに至ったときには、甲の認める他の連帯保証人を付すものとする。~~

(雑則)

第 20 条 本物件における電話等の使用については、乙が直接当該事業者と契約を締結するものとする。

(消費税)

第 21 条 乙は、第 3 条に定める賃料および共益費、第 4 条第 2 項の解約時控除金および第 18 条第 5 項の損害金について、消費税としてそれらの 8 %相当額を負担するものとする。
なお、解約時控除金に関する消費税は、乙は、本契約締結時に標記の保証金と共に、甲に支払うものとする。

(協議事項)

第 22 条 本契約に定めがない事項、または本契約条項に解釈上の疑義が生じた事項については、甲および乙が、民法その他関係法規および不動産取引の慣行に従い誠意をもって協議し、解決するものとする。

(特約条項)

第 23 条 下記条項のとおりとする。

- ①本契約第 4 条お指大 19 条は全文末梢します。
- ②本物件入居期間中は、火災保険及び家賃保証会社への加入をすることとします。
- ③本物件にあるエアコン、照明器具等は、動産に付き、乙は使用については自由にできるが故障・破損した場合は乙の負担にて補修又は撤去することとします。

以 上

Ⅲ. 反社会的勢力排除条項

(反社会的勢力の排除)

- 第1条 甲および乙は、それぞれ相手方に対し、次の各号の事項を確約する。
- (1) 自らが、暴力団、暴力団関係企業、総会屋もしくはこれらに準ずる者またはその構成員（以下総称して「反社会的勢力」という。）ではないこと。
 - (2) 自らの役員（業務を執行する社員、取締役、執行役またはこれらに準ずる者をいう。）が反社会的勢力ではないこと。
 - (3) 反社会的勢力に自己の名義を利用させ、この契約を締結するものではないこと。
 - (4) 自らまたは第三者を利用して、次の行為をしないこと。
 - ア 相手に対する脅迫的な言動または暴力を用いる行為
 - イ 偽計または威力を用いて相手方の業務を妨害し、または信用を毀損する行為

(禁止または制限される行為)

- 第2条 乙は、本物件の使用に当たり、次の各号に掲げる行為を行ってはならない。
- (1) 本物件を反社会的勢力の事務所その他の活動の拠点に供すること。
 - (2) 本物件または本物件の周辺において、著しく粗野もしくは乱暴な言動を行い、または威勢を示すことにより、付近の住民または通行人に不安を覚えさせること。
 - (3) 本物件に反社会的勢力を居住させ、または反復継続して反社会的勢力を出入りさせること。

(契約の解除)

- 第3条 甲または乙の一方について、次のいずれかに該当した場合には、その相手方は何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。
- (1) 第1条の確約に反する事実が判明したとき。
 - (2) 契約締結後に自らまたは役員が反社会的勢力に該当したとき。
2. 甲は、乙が前条各号に掲げる行為を行った場合は、何らの催告も要せずして、本契約を解除することができる。

以上

平成 年 月 日

お客様各位

『反社会的勢力排除条項』について

安全で住みよい社会は、すべての人に共通の願いです。暴力団等の反社会的勢力は、安全で住みよい社会の実現をおびやかす存在であり、国民生活から反社会的勢力を排除していくことが社会的に求められています。このような社会的要請のもと、各都道府県では、反社会的勢力排除の取組が積極的に進められており、ほとんどの都道府県で「暴力団排除条例」が制定されています。

「暴力団排除条例」では、おおむね、不動産所有者（売主・貸主）に対して、

- ① 暴力団事務所の用に供されることを知って、譲渡等に係る契約をしてはならない。
- ② 譲渡等に係る契約の締結前に、暴力団事務所の用に供するものではないことを確認するよう努める。
- ③ 譲渡等に係る契約において、次に掲げる事項を定めるよう努める。
 - ア 暴力団事務所の用に供してはならない
 - イ 暴力団事務所の用に供されることが判明したときは、催告することなく当該契約を解除することができる
- ④ 暴力団事務所の用に供されることが判明した場合、速やかに当該譲渡等に係る契約を解除するよう努める。

等が規定されています。

不動産流通業界では、「暴力団排除条例」に対応するため、警察庁刑事局組織犯罪対策部暴力団対策課の指導の下、国土交通省総合政策局不動産課の協力を得て、「売買契約書」「媒介契約書」「賃貸住宅契約書」において反社会的勢力との取引を排除する規定を設けましたので、ご理解とご協力を頂きますようお願い致します。

記

〈趣旨〉

本規定は、契約書において①あらかじめ契約当事者が反社会的勢力でない旨等を相互に確約し、②契約後において取引の相手方が反社会的勢力であったことが判明した場合や反社会的勢力の事務所等に供された場合に、契約の解除等速やかに反社会的勢力の排除の対応ができるよう定めておくものです。

以上
一般社団法人大阪府宅地建物取引業協会

本契約を証するため本書二通を作成し、甲、乙署名捺印の上、各々その一通を保有する。

平成28年3月1日

甲 (貸貸人)

住所 大阪府堺市中区深井沢町3287番地

アシストワーク株式会社

氏名 代表取締役 奥野 真一

(Tel. 072-276-6880)



乙 (賃借人)

住所

堺市

氏名

木畑 匡

(Tel.)



連帯保証人

住所

氏名

印

(Tel.)

この契約書は、宅地建物取引業法第37条に定められている書面を兼ねています。

媒介業者

免許番号

事務所所在地

商号(名称)

代表者氏名

宅地建物取引士

登録番号

氏名

印

媒介業者

平成28年3月1日

賃貸建物《 アシストビル101号 》

賃貸人 アシストワーク株式会社 殿

賃借人 住所 堺市 [REDACTED]
氏名 木 畑 匡 [REDACTED]
(Tel. [REDACTED])

鍵預かり書（念書）

このたび、賃貸建物《 アシストビル 》（101号室）を賃借しましたが、「入居使用」にあたり、同建物の鍵~~字~~（鍵No. 〇〇〇〇）を、本日、確かに受け取りました。つきましては、後日、賃貸借契約解除によって私が同建物を退去する時まで、善良な管理者の注意をもって使用し、保管することとし、明け渡し時には、お預かり致しました鍵すべてを責任を持って貴殿に返還致します。

万一、鍵を紛失したときは、直ちに貴殿に届出ることとし、この場合私の費用負担で貴殿が錠前一式を取り替えられることを予め承諾致します。

また、鍵の複製品が必要なときは、手持ちの鍵を提示のうえ貴殿にて作製していただくこととし、貴殿に無断で複製致しません。

以上のおり鍵受取の証として念書します。

以上

年 月 日

増改築等承諾についてのお願い

賃貸人 アシストワーク株式会社 殿

賃借人 住所

氏名

印

このたび、貴殿から私が賃借しました下記①の建物について、増改築または造作加工等を下記②、③の通り行いたいので、承諾願います。

記

①建物	所在地	
	種類構造	
	工事箇所	
②工事期間	年 月 日から 所要日数延べ 日間	
③工事内容	別紙の通り（設計図添付）	

承諾書

上記について、承諾いたします。

(なお、

平成 年 月 日

賃貸人 住所 大阪府堺市中区深井沢町3287番地
氏名 アシストワーク株式会社

印



令和5年10月1日

お取引先様各位

アシストワーク株式会社
代表取締役 奥野 眞一

不動産賃貸借契約書に不足している項目の通知について

拝啓 貴社ますますご清栄のこととお慶び申し上げます。平素より格別のご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、2023年（令和5年）10月1日から、複数税率に対応した消費税仕入税額控除の方法として、適格請求書等保存方式（インボイス制度）の導入が予定され、税務署長に申請して登録を受けた課税事業所である「適格請求書発行事業者」が交付する「適格請求書」等の保存が仕入税額控除の要件となります。請求書等の保存要件を満たす為、お取引先様各位にて[不動産賃貸借契約書に不足している項目の通知書]を対象となる不動産賃貸借契約書とともに保管して頂きます様、お願い申し上げます。

敬具

不動産賃貸借契約書に不足している項目の通知

木畑 匠とアシストワーク株式会社が締結している不動産賃貸借契約書に関する契約書において、2023年10月1日より開始した「適格請求書等保存方式（インボイス制度）」の登録番号等の記載が不足している為、不足項目をこの書面により通知します。

「不足通知対象物件」

- 1、 物件先名 アシストビル101号
- 2、 物件先住所 大阪府堺市中区深井沢町3287番
- 3、 賃貸料金 100,000円（消費税込み）
- 4、 消費税率 10%
- 5、 内消費税額 9,090円

「通知をする物」

大阪府堺市中区深井沢町3287番地
アシストワーク株式会社
代表取締役 奥野 眞一
登録番号 T8120101028094



賃貸借契約書

本州ただし事務所（以下「甲」という）と株式会社阪南ビジネスマシン（以下「乙」という）とは、下記条項により印刷機（以下「印刷機」という）及び紙折り機（以下「紙折り機」という）の使用に関する契約を締結する。

（契約対象物件、設置場所及び物件の検収）

第1条 契約対象物件及び設置場所は、次のとおりとする。

（1）契約対象物件

印刷機 理想科学工業リソグラフ SF625 II

紙折り機 ホリゾン PF-P3110

（2）設置場所

堺市中区深井沢町 3287-1F

（3）印刷機及び紙折り機の検収

甲は、納入された印刷機及び紙折り機について、直ちに甲の負担で検収を行うものとし、検収の結果、問題が無ければその旨を乙に通知するものとする。この通知をもって、甲は印刷機及び紙折り機がこの契約に適合していると確認したものとする。

（契約期間）

第2条 賃貸借期間は、令和6年5月1日から令和11年4月30日までとする。

（賃貸借料）

第3条 賃貸借料は、月額 14,300 円（内訳：印刷機 月額 10,000 円、紙折り機 月額 4,300 円）、総支払額 858,000 円（共に消費税及び地方消費税の額を除く）とする。

（賃貸借料の請求及び支払い）

第4条 前条の賃貸借料について、乙は当月 1 日から月末分までを当月分とし、3 か月毎に賃貸借料を甲に対し請求するものとする。

2 甲は、前条の請求を受理したときは、30 日以内（以下「支払約定期間」という）に当該金額を乙に支払うものとする。

（賃貸借料の改定）

第5条 第3条の賃貸借料について、公租公課の消費税及び地方消費税率の変更があった場合には、変更後の税率を付加する。

（支払遅延利息）

第6条 甲は、支払約定期間内に賃貸借料の支払いを行わない場合、支払うべき金額について支払期日の翌日から支払日までの日数に応じ政府契約の支払遅延に対する遅延利息の率で計算した額の遅延利息を乙に支払うものとする。

（印刷機及び紙折り機の保守）

第7条 乙は、印刷機及び紙折り機が故障した場合、甲の請求により直ちに技術員を派遣して修理に着手し、速やかに正常な状態に回復させなければならない。これに要する費用（修理代金、部品代）は甲の負担とする。ただし設置契約日より 6 ヶ月以内は保証期間とし、

乙は無償にて対応するものとする。但し、保証の範囲は甲の通常の使用上で発生した故障とし、自然災害（台風、落雷など）などによる故障・毀損などは、この条項に記載している保証の対象外となり、回復のための費用負担は甲とする。

(印刷機及び紙折り機の管理)

第8条 甲は、印刷機及び紙折り機を善良なる管理者の注意義務をもって使用管理しなければならない。

2 甲は、印刷機及び紙折り機が乙の所有であることを示す表示を破損するなど、印刷機及び紙折り機の現状を変更し、又は他に流用及び譲渡するような行為をしてはならない。

(契約満了時の扱い)

第9条 期間満了時における印刷機及び紙折り機は、乙の責任において撤去するものとする。

(機密保持)

第10条 甲および乙は、本契約有効期間中はもちろん、その終了後といえども本契約の履行に際し知り得た相手方の機密情報を第三者に漏洩してはならず、また本契約の履行に必要な場合を除き自ら利用してはならない。

2 次の各号に定める情報については前項の適用範囲外とする。

- (1) 公知の情報または相手方より知り得た後、自己の責によらないで公知となった情報
- (2) 第三者に対する開示または提供について事前に相手方の承諾を得た情報
- (3) 相手方から得た時、既に自己が所有していたことを明らかにすることができる情報
- (4) 第三者から正当に入手した情報
- (5) 相手方の機密情報によることなく、独自に開発した情報
- (6) 第三者に対し、本条と同様の制約をすることなく提供している情報

(解約等)

第11条 甲又は乙において次の各号の一つに該当する事由が生じた場合、甲又は乙は相手方からの何らの催告を要することなく期限の利益を喪失し、直ちに残金銭債務全額を一括して相手方に弁済するものとする。

- (1) 本契約に違反し、相手方から相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、なおその期間内に違反が是正されないとき
- (2) 手形若しくは小切手を不渡りとし、又は一般の支払いを停止したとき
- (3) 監督官庁より営業の取消、停止処分を受けたとき
- (4) 第三者より仮差押、仮処分、差押、強制執行若しくは競売等の申立又は公租公課滞納処分を受けたとき
- (5) 破産、特別清算、会社更生、民事再生手続き若しくは会社整理手続きの申立を受け又は自らこれらを申立てたとき
- (6) 解散、合併、減資、営業の全部又は重要な一部の譲渡等の決議をしたとき
- (7) 日本国の法令に違反したとき
- (8) 前各号の一つが発生する恐れがあると認められたとき

- 2 甲又は乙において前項各号の一つに該当する事由が生じた場合、甲又は乙は何らの催告を要することなく直ちに本契約の全部又は一部を解約し、併せてこれにより被った損害の賠償を相手方へ請求することができる。但し、この損害とは、相手方が実際に被った通常範囲かつ直接の損害であり、間接損害又は特別の事情による損害（逸失利益、第三者損害賠償、弁護士費用等を含む）については、予見可能性の有無を問わず、これを賠償の範囲に含めない。また、賠償を求める場合は、本契約の対価を限度とする。

(反社会的勢力との取引排除)

第 12 条 甲又は乙は相手方が次の各号のいずれかに該当した場合、または該当していたことが判明した場合には、相手方に何等の通知又は催告を要せず、直ちにこの契約および個別契約の全部または一部を解除することができる。

イ.相手方、相手方の役員または経営に実質的に関与する者が、暴力団、暴力団員、暴力団関係企業団体または暴力団関係者、総会屋、その他の反社会的勢力(以下総称して「反社会的勢力」という)である場合。

ロ.相手方、相手方の役員または経営に実質的に関与する者が、反社会的勢力に対して資金等を提供、または便宜を共有するなど反社会的勢力の維持運営に協力し、または関与した場合。

ハ.相手方、相手方の役員または経営に実質的に関与する者が、反社会的勢力と社会的に避難されるべき関係を有していると認められる場合。

ニ.相手方、相手方の役員または経営に実質的に関与する者が自らまたは第三者を利用し、詐欺・暴力的行為や不当な要求を行った場合。

ホ.相手方、相手方の役員または経営に実質的に関与する者が自らまたは第三者を利用し、名誉や信用の毀損、業務を妨害した場合。

2 甲又は乙は、前項各号を確認することを目的として、相手方が行う調査に合理的な範囲において協力する。

3 甲又は乙は、第 1 項各号のいずれかに該当し、またはそのおそれがあることが判明した場合、ただちにその旨を相手方に通知する。

4 本条 1 項による解除権の行使は、相手方に対する損害賠償の請求を妨げるものではない。但し、契約を解除された当事者は、損害賠償の請求は行わないものとする。

(管轄裁判所)

第 13 条 本契約に関する一切の紛争については、甲の所在地を管轄する地方裁判所とする。

(疑義等の決定)

第 14 条 この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲と乙とが協議して定めるものとする

この契約の締結を証するため、この契約書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上各自
その1通を保有する。

令和6年5月7日

甲 堺市中区深井沢町 3287-1F

木畑ただし事務所

木畑匡

乙 堺市中区深井北町 3275 番地

株式会社阪南ビジネスマシン

代表取締役 上野晋

DocuCentre2263 貸し出し契約書

(目的及び物件)

第1条 大阪府東大阪市長田中3-4-27 丸楽紙業株式会社（以下「乙」という）は、堺市中区深井沢町3287-1F 木畑ただし事務所（以下「甲」という）が指定する、丸楽紙業株式会社（以下「売主」という）から、下記の複合機1台（以下「貸し出し物件」という）を購入して、甲に貸し出しします。

記

- 1 製造者 富士ゼロックス株式会社
- 2 型式 DocuCentre-VI C2263PFS
- 3 2017年製
- 4 特記事項（カラー複合機 コピー、FAX、プリンター、スキャナー）

(期間及び更新)

- 第2条 乙が甲に物件を貸与する期間（以下「貸し出し期間」という）は、甲が売主から物件の引渡を受けた日から5年間とします。
- 2 本契約の貸し出し期間内は、解約できません。
 - 3 本契約は、期間満了の1ヶ月前までに甲又は乙が異議を述べないときは、1年間、自動的に更新されるものとします。
 - 4 契約期間の満了後も、甲が乙に物件の返還を完了するまで、本契約は継続するものとします。

(物件の引渡及び検査)

- 第3条 甲は、売主から引渡を受けた後、直ちに引渡を受けた物の性状を検査するものとします。
- 2 前項の検査の結果、何らかの問題があった場合（第1条に定める物件と異なる仕様の物品が納入された場合を含みます）、甲は直ちに売主に通知し、かつ、引渡を受けてから1週間以内に、書面をもって乙に通知するものとします。この場合、甲は、売主のために善良なる注意者の管理義務をもって引渡された物を保管するものとします。
 - 3 前項の通知がない場合、物件は、完全な状態で引渡されたものとみなされます。

(物件の瑕疵)

- 第4条 売主による物件の引渡が遅延し、又は物件に前条第1項に定める検査によって発見されなかった瑕疵があった場合でも、乙は、その責任を負いません。
- 2 前項の場合、補修、引換え又は損害賠償等の問題は、甲が売主との間で解決することとし、乙は必要に応じて解決に協力するものとします。
 - 3 第1項の場合、本契約は影響を受けません。

(物件の使用及び保管)

第5条 甲は、物件を堺市中区深井沢町3287-1F 木畑ただし事務所で使用することとし、乙の書面による同意がない限り、移動してはならないものとします。

2 物件が完全な状態で引渡された場合、甲は、乙のために善良なる注意者の管理義務をもって物件を保管し、使用及び保管に関する製造者及び売主の指示を守り、法令を遵守するものとします。

3 乙は、いつでも物件の保管及び使用の状況を検査でき、甲は、検査に協力しなければならないものとします。

4 物件の保管又は使用等に関連して第三者に損害を与えた場合、甲が損害を賠償することとします。

(公租公課)

第6条 物件に関する公租公課は、甲の負担とします。

(所有権の表示)

第7条 乙は、貸し出し物件に、乙の所有する貸し出し物件である旨を表示することができるものとします。

(使用目的)

第8条 甲は、貸し出し物件を、木畑ただし事務所業務の目的にのみ使用し、その他の目的のために用いないこととします。

(貸し出し料)

第9条 甲は、乙に対し、月額金20,000.円(消費税別)の貸し出し料を乙の指定する方法により送金して支払います、なお支払いにかかる手数料は甲が負担する。

(前払い貸し出し料)

第10条 甲は、乙に対し、前払貸し出し料20,000.円(消費税別)を支払うものとします。

2 前項に定める前払貸し出し料は、無利息とします。

3 残貸し出し料の合計が前払貸し出し料の金額以下となった場合、前払貸し出し料は、次回貸し出し料の支払期日から最終支払期日まで、各支払期日が到来したときに、当該貸し出し料に自動的に充当します。

4 前項の場合を除き、甲は、前払貸し出し料をもって乙に対する債務を免れることはできません。

5 乙は、甲に対するすべての金銭債権について、前払貸し出し料を充当することができるものとします。

(善管注意義務)

第11条 乙は、貸し出し物件を本来の用法に従って使用し、善良なる管理者の注意義務をもって管理することとし、貸し出し物件を毀損し、又は価値を減少させることのないよう努めなければなりません。

(譲渡・転貸等の禁止)

第12条 甲が、貸し出し物件を第三者に譲渡し、又は転貸したり使用させることはできないものとしします。

- 2 甲は、本貸し出し契約上の権利を第三者に譲渡することはできないものとしします。

(貸し出し物件の滅失・毀損)

第13条 甲は、貸し出し物件の引渡後、返還までの間に、貸し出し物件が紛失、盗難、火災又は風水害等によって滅失（修理が不能又は著しく困難な場合を含みます）又は毀損した場合も、本契約上の債務を履行するものとしします。ただし、貸し出し物件の滅失又は毀損が乙の責めに帰すべき場合は、この限りではありません。

- 2 前項の場合、甲は、第2条第2項の規定にかかわらず、貸し出し料残額を現金で支払って本契約を終了させることができます。

(修理費等)

第15条 貸し出し物件の修理や改良は、甲が自らの費用で行うものとしします。

- 2 甲が、貸し出し物件を改良するなど現状を変更するには、乙の書面による事前の同意を要するものとしします。

(期限の利益喪失)

第16条 甲は、次の各号の場合、何らの通知催告がなくても期限の利益を失い、残貸し出し料全額を直ちに乙に支払うものとしします。

- ① 本契約に基づく債務の履行を1回でも怠ったとき
- ② 支払いを停止し、又は手形交換所の不渡処分を受けたとき
- ③ 甲の債権者によって、差押、仮差押、仮処分など強制執行又は保全手続の申立てがなされたとき
- ④ 破産、民事再生、会社更生若しくは会社整理の申立てがなされたとき
- ⑤ 営業を休廃止し、又は解散の決議がなされたとき
- ⑥ その他甲の信用が著しく悪化したとき

(無催告解除)

第17条 甲に本契約に基づく債務の不履行があった場合、乙は、何らの催告を要せずに本契約を解除できるものとしします。

(損害賠償額の予定)

第18条 前条の規定により乙が本貸し出し契約を解除した場合は、残貸し出し料相当額を損害賠償額としします。

- 2 乙が返還された貸し出し物件を売却した場合は、売却代金から売却費用を控除した金額を前項の損害賠償額から控除します。

(遅延損害金)

第19条 甲が本契約に基づく金銭債務の履行を遅延したときは、年14.5%の割合による遅延損害金を乙に支払うものとします。

(貸し出し物件の返還)

第20条 貸し出し期間が満了し、又は本貸し出し契約が解除された場合、乙は、貸し出し物件を自ら引上げ、又は甲に対して引渡を求めることができるものとします。

(第三者による強制執行)

第21条 甲は、第三者が貸し出し物件に対して差押え又は仮差押え等の執行をしようとする場合、その他第三者が貸し出し物件に対する権利を主張する場合、本契約書を示すなどして貸し出し物件の所有権が乙にあることを説明しなければならず、その場合は直ちに乙に通知するものとします。

- 2 貸し出し物件に対して甲の債権者等が強制執行手続をとった場合、前項の説明の有無にかかわらず、乙は、甲に対し、執行の取消のために要する費用を請求することができるものとします。

(必要費・有益費の償還)

第22条 甲は、乙に対し、貸し出し物件の必要費及び有益費の償還を請求できないものとします。

(通知・説明義務)

第23条 甲は、住所、氏名、商号、本店所在地又は代表者等、重要事項に変更があった場合は、直ちに書面により乙に通知するものとします。

- 2 前項の通知がなく、乙からの通知等が到着せず、又は遅れて到着した場合は、通常到着すべき時期に到着したものとみなします。
- 3 甲は、乙の要請があった場合は、その事業の状況を説明し、関係書類の写しを交付するものとします。

(連帯保証人)

第24条 木畑 匡 (以下丙という) は、本貸し出し契約に基づく甲の乙に対する一切の債務について、甲と連帯して保証します。

- 2 本契約書に定める条項は、その性質上準用できないものを除き、丙にも準用されます。

(公正証書)

第25条 甲及び丙は、乙の要請があったときは、甲の費用で、強制執行認諾条項付きの公正証書を作成することに応じなければならないものとします。

(合意管轄裁判所)

第26条 乙の本社又は営業所の所在地を管轄する簡易裁判所及び地方裁判所を本貸し出し契約及び連帯保証契約の合意管轄裁判所とします。

上記契約の成立を証するため、本契約書3通を作成し、甲乙丙各1通を保有するものとする。

平成30年6月2日

貸主(乙) 大阪府東大阪市長田中3-4-27
丸楽紙業株式会社

代表取締役 杉山 繁夫

借主(甲) 堺市中区深井沢町3287-1F
木畑ただし事務所

代表 木 畑 達 也

連帯保証人(丙) 住所 堺市

社名変更のご挨拶

謹啓 時下ますます御清栄のこととお喜び申し上げます
平素は格別のお引き立てを賜り 厚く御礼申し上げます
さて弊社は 三月一日をもちまして社名を「ワールド株式会社」と変更
致す運びとなりました

つきましては永年のご愛顧に感謝致しますとともに今後とも変わらぬ
お引き立てを賜りますようお願い申し上げます
まずは略儀ながら書中にて御挨拶申し上げます

敬白

令和八年三月吉日

ワールド株式会社

代表取締役 奥野真一

記

旧社名 アシストワーク株式会社

新社名 ワールド株式会社

住 所 〒五九九一八二三六

大阪府堺市中央区深井沢町三二八七

アシストビル四階・六階

電話番号 〇七二―二七六―六八八〇

FAX番号 〇七二―二七六―六八九〇

※なお 住所・電話番号等に変更はございません

社名変更

リース納品請求書

L100623551

R 6 年 5 月 17 日
登録番号 T3120001037019

木畑 匡 様

大阪トヨタ自動車株式会社

毎度お引立てを遅り早くお礼申し上げます。
下記ご契約車両のリースを開始致しますのでご請求申し上げます。
ご請求金額についてご不明な点がございましたら、右記担当までお問合せ下さい。

リースG
担当 [REDACTED]
TEL. 06-6454-8900

＝ご契約取引内容＝

＝リース契約車両明細＝ 1/1 ページ

リース方式 ファイナンス
リース期間 R 6 年 5 月 22 日から
R 8 年 5 月 21 日まで (24ヶ月)
お支払期日 毎月 17 日 お支払方法 口座引落
リース料総額 (税込) 810,480
うち消費税・地方消費税 73,680 (10.0%)
前払い金額 0
ご請求額 810,480

契約NO [REDACTED]
注文NO 1807052W
車名 ヴォクシー
型式 ZWR80G-BPXGB
車台番号 [REDACTED]
登録NO [REDACTED]
登録日 R 1 年 5 月 22 日

＝各月のお支払い内容＝ 消費税率 10.0%

※：明細のリース料は税抜

明細の消費税は参考値です

回	年	月	リース料※	消費税	前払充当	ご請求額	回	年	月	リース料※	消費税	前払充当	ご請求額
1	R 6.	5	30700	3070	0	33770							
2		6	30700	3070	0	33770							
3		7	30700	3070	0	33770							
4		8	30700	3070	0	33770							
5		9	30700	3070	0	33770							
6		10	30700	3070	0	33770							
7		11	30700	3070	0	33770							
8		12	30700	3070	0	33770							
9	R 7.	1	30700	3070	0	33770							
10		2	30700	3070	0	33770							
11		3	30700	3070	0	33770							
12		4	30700	3070	0	33770							
13		5	30700	3070	0	33770							
14		6	30700	3070	0	33770							
15		7	30700	3070	0	33770							
16		8	30700	3070	0	33770							
17		9	30700	3070	0	33770							
18		10	30700	3070	0	33770							
19		11	30700	3070	0	33770							
20		12	30700	3070	0	33770							
21	R 8.	1	30700	3070	0	33770							
22		2	30700	3070	0	33770							
23		3	30700	3070	0	33770							
24		4	30700	3070	0	33770							

明細の年月は取引予定日となるため、通帳や振込時の振込金受取書を併せて保管してください

あいおいニッセイ同和損保
AIWAI INSURANCE GROUP

あいおいニッセイ同和損害保険株式会社 宛
タビズ事業活動総合保険
(事業活動総合保険) 申込書

証券番号 021
前契約証券番号 (061): F160275477

印刷連番 F16 10614392-1
始期日: 令和 7年 5月 31日

作成日時: 令和 7年 5月 7日 10時 47分

申込人 (保険契約者)	住所 (カナ) 材物7 材物 []	電話番号	
	(漢字) 大阪府 堺市 []	携帯電話番号等 []	
	氏名 (カナ) 木 畑 匡	個人・法人区分 (○) 個人 () 法人	
	(漢字) 木畑 匡	生年月日 (和暦) 年 月 日 才 性別 () 男性 () 女性	
所属団体名・企業名 (カナ)	役職名 (カナ)	社員番号	所属コード
連絡先	内線		

記載内容をご確認し、Step1~Step5のご確認欄にチェックのうえ、申込人(保険契約者)ご署名欄にご署名ください。
 (すべてが「はい」とならない場合、ご契約内容の見直し等が必要になりますので、加盟店代理店までご確認ください。)
 1. 印の項目は、ご契約に際して当社がおたずねする特に重要な事項(告知事項)です。事実と相違する場合は、ご契約を解除し、保険金をお支払いできないことがありますので十分にご確認ください。
 2. 印の項目は大切な項目です。訂正時には申込人(保険契約者)の訂正印(または訂正署名)をお願いします。
 3. 印字内容の修正や漏脱をされた場合、ご確認欄【◆】は変更後の内容でご確認ください。
 4. この保険契約には、ご契約後にご連絡いただくべき事項(通知事項等)があり、「重要事項のご説明」に記載しています。また、補償内容等の詳細は、普通保険約款・特約において定めていますのでご確認ください。
 5. 本申込書の内容がお客さまのご意向に沿っているか、Step欄等をご確認ください。

Step1 被保険者(保険の対象の所有者や特約の記名被保険者)等は、以下の内容でよろしいですか? *ご確認欄 はい いいえ

被保険者	被保険者 (カナ) モウシコミントオナジ
被保険者 (賠償・借家賠・修理費用・弁護士)	(カナ)

Step2 建物情報・建物契約に含まれる物・他の保険契約等は、以下の内容でよろしいですか? *ご確認欄 はい いいえ
 <地震保険にご加入の場合のみ>地震保険割引は、以下の内容でよろしいですか?

▲ 保険の対象 (当初趣向) ご契約にあたり、当社が把握 (一部推定を含む場合があります) しました保険の対象に関するお客さまのご趣向は右記のとおりです。 ① 建物 ② 建物内 ③ その他

建物情報	所在地	〒599-8236 (カナ) 材物7 材物7 材物7 材物7 3287番地 アシストビル1階 (漢字) 大阪府 堺市 中区 深井 沢町 3287番地 アシストビル 1階	専有延面積	50.00 m ²		
	構造判定コード	CN: コンクリート・れんが・石造等	建物全体の延床面積	m ²		
	用法	事務所 最下階数	構造級別	1級		
	構造用法 (カナ)		▲ 建物形態・用法	他者所有/賃貸建物 (一部分)		
	職作業	建物内の職作業 ジムシヨ 被保険者の職作業 (建築物の職作業と異なるときのみに記入)	保険の対象に居住用建物または家財を	含まない		
			建築年月			
地震保険割引	他の保険契約	保険の対象	基本保険金額	他の地震保険契約	保険の対象	地震保険金額
	記入 (お示) のない場合は「なし」となります。		万円		建物	万円
			万円		家財	万円

(注) 地震保険割引確認資料・建物構造申告書は、割引適用済契約からのご継続時等は添付省略可能です。

地震保険割引確認資料	明記物件明細書	物件類別	一般	建物名称	
建物構造申告書					

地震保険 契約日時 令和 年 月 日 時 分

このたびは当社にご用命を賜り、まことにありがとうございました。本控はご契約内容の確認にご利用いただき、保険証券等をお届けするまでの間、大切に保管してください。

Step3 保険期間や保険料の払込方法等は、以下の内容でよろしいですか？

ご確認欄 はい いいえ

★ 保険期間	029 令和 _R 7年 5月31日 896 午前1・ ⁰³¹ 4時から 令和 _R 8年 5月31日 午後4時まで 1年間	保険料 払込方法	一時払 払込票払
--------	--	-------------	----------

Step4

保険の対象、保険の対象の評価基準をご確認いただきましたか？また、補償内容（保険種類／ご契約プラン、保険金額、免責金額、特約等）、割増・割引、地震保険のご加入の有無等は、以下の内容でよろしいですか？
当社で把握したお客さまの情報およびご意向（特に△保険の対象△建物形態・用法）に基づき作成しています。補償内容がご意向に沿った内容となっているかご確認ください。また、補償が重複する可能性のある特約をセットした他のご契約の有無・特約のセット要否をご確認ください。
＜地震保険にご加入の場合のみ＞地震保険の保険の対象は、「居住用建物」または「家財」ですか？

ご確認欄 はい いいえ

★ 保険種類／ご契約プラン タフビズ事業活動総合保険／ワイドプラン

020 39

風災リスク区分	1	水災リスク区分	1	★ 免責金額 (物損害)	(火災等) 0千円 (風災等) 10千円 (水ぬれ、盗難等) 0千円 (水災) 0千円 (破損・汚損等) 30千円 (電気的・機械的事故) 補償対象外
保険金額		保険料		新築保険特約 (建物内設備・什器等)	
★ 保 険 金 額 ・ 特 約 等	建物 地震保険			★ そ の 他 特 約 等	割増・割引
	建物内家財 地震保険				
	建物内明記物件				
	建物内設備・什器等	5,994千円	8,940円		
	建物内商品・製品等 その他				
	休業損害	約定復旧期間 30日 口数 1口	1,660円		
	賠償特約				
	借家人賠償責任・ 修繕費用補償特約				
	家賃補償特約				
	敷地内屋外物件包括補償特約				
事業者用業務機器補償特約	支払限度額 100,000千円	1,930円	★ 保 険 料	合計保険料 12,530円	
業務用現金運送箱補償特約					
データ損害補償特約					
地震BCP対応補償特約					
特記事項 (カナ) (保険証券に表示)					
その他項目					
項目名					
コード					
内容					

Step5

申込人（保険契約者）欄およびStep1～Step4の内容がすべてご意向に沿っていることを再度ご確認くださいとともに、「重要事項のご説明」（クーリングオフに関する説明を含む）をご確認いただきましたか？

ご確認欄 はい いいえ

申込日 010 令和_R 年 月 日

この書類は控えですので、署名（または押印）は不要です。

約款異議質問書

ご契約のしおり（約款）の取扱い・印刷は、Webでの閲覧または印刷より選択可能です。次の2パターンからご選択ください。

- T15 普通保険約款・特約
- ① Webで閲覧 (Web約款)
- ② 書面の約款

業務人ID	1005962119	電話募集		金融機関コード	
販売店名		DBS			
販売店区分	T5 保険区分	NL1 法人格コード	NL1 企業コード	NL1 支社支店コード1	NL1 支社支店コード2
T57	T61	T52	T50	T53	T54
変更フラグ	T5				
NL1 計上年月	149	令和	年	月	



アクアクララ会員入会申込書(個人様用)

会員No. 230548

●会員規約を了承の上、下記のとおり申込みます。

お申込日: 20 年 月 日

氏名※	(フリガナ) キバタ タツシ 木畑 達	性別	■
住所※	(フリガナ) T ■■■■■ 堺市 ■■■■■	年月日西暦	年 月 日
TEL※	(072) 281-8030	FAX	() -
携帯電話	() -	E-Mail	
お支払方法※	<input checked="" type="checkbox"/> クレジットカード <small>(別途、所定の用紙へのご記入をお願いします)</small>		
請求書送付先 (上記と異なる場合のみご記入ください)	請求先名	(フリガナ)	
	住所	(フリガナ)	
	TEL	() -	FAX () -
お勤め先 (学校名)※	お勤め先	(フリガナ)	
	住所	(フリガナ)	
	TEL	() -	FAX () -

- 太枠内の項目についてご記入ください。
- 支払方法は、選択項目の口にてチェックしてください。
- 捺印については必ずご記入願います。
- 個人のお客さまで連絡先に連絡不可の場合はお勤め先(学校)へ連絡する場合がございます。

●申込書受付日: 年 月 日

※捺印欄

特記事項: サーバ機種: L・S・ Serial No. ボトル本数: 本

①ボトル: ②ボトルM: ③サーバー: ④サーバーM: ⑤その他

販売店 (FC-Code)

販売担当印:



アクアクララ会員入会申込書(法人様用)

会員No.

●会員規約を了承の上、下記のとおり申込みます。

お申込日: 20 年 月 日

名称※	(フリガナ)	
住所※	(フリガナ) 〒□□□-□□□□	
部署・所属		
TEL※	() - 内線 () -	
FAX		
E-Mail		
お支払方法※	<input type="checkbox"/> 振込支払 請求書締切日: 毎月末日 振込日: 翌月 日 *振込手数料はお客様にてご負担お願いいたします。 <input type="checkbox"/> 口座振替 <input type="checkbox"/> クレジットカード <small>(別途、所定の用紙へのご記入をお願いします)</small>	
請求書送付先 (上記と異なる場合のみご記入ください)	請求先名	(フリガナ)
	部署名	(フリガナ) 担当者
	住所	(フリガナ)
	TEL	() - FAX () -

通信欄:

株式会社アクアクララHOD
 大阪市北区豊根崎2-5-10 梅田パシフィックビルディング8階
 TEL: 0120-332-880 FAX: 0120-332-018

※裏面の会員規約をよくお読みの上、お手続きをお願いいたします。なお会員規約は同じものがカスタマーファイルにもございます

商品のご購入者に関する個人情報取扱いに関する同意書

ご記入頂く個人情報は、株式会社アクアクララHOD（以下、「当社」といいます。）の「個人情報保護マネジメントシステム」に基づいて管理します。以下の内容を確認の上、同意をお願いいたします。

1. 事業者の氏名又は名称

株式会社アクアクララHOD

2. 個人情報保護管理者と連絡先

営業部長 電話：0120-332-880

3. 個人情報の利用目的

ご記入頂く個人情報は、商品の受付、配送、連絡、保守サービス、商品・サービスの案内（ダイレクトメールや電子メール）、キャンペーンの案内、ポイントサービスのために利用致します。

4. 個人情報の第三者提供について

ご記入頂く個人情報は、顧客販売管理システムの利用のため、アクアクララ㈱（親会社）に提供します。

提供する目的は、納品書など処理するために、住所、氏名、電話番号、メールアドレス等をシステムへ入力します。尚、親会社とは、個人情報の取扱いに関する契約も締結済みです。

5. 個人情報の取扱いの委託について

当社は、サーバの保守を行うため保守会社に、納品を行うため運送会社に商品のご購入者の個人情報を委託します。尚、委託先とは個人情報保護に関する秘密保持契約の締結、確認を実施しております。

6. 開示対象個人情報の開示等

当社にご提供頂いた個人情報に関して、開示対象の個人情報の開示請求や開示の結果、誤りがあった場合の訂正、追加、削除、利用又は提供の拒否は、営業部長まで連絡願います。

7. 個人情報を提供するにあたっての注意事項

当社への個人情報の提供については任意ですが、記入漏れや不備があった場合は、商品が届かない場合や、ポイントサービスが利用できない場合がございます。

8. 本人が容易に認識できない方法による個人情報の取得

申込書以外で個人情報を取得することは一切ございません。

9. SMSサービスについて

お客様に登録いただいた携帯電話へ発信専用番号からSMS（ショートメールサービス）で案内を差し上げる場合がございます。

個人情報の取扱いに関して上記の内容に同意します。

(西暦) 2015年6月24日

氏名 木村 匠

以上

重要なお知らせです。内容を良くお読み下さい。

重要事項説明書

当社控え (個人用)

事業者の名称

株式会社アクアクララ HOD
〒530-0057 大阪府大阪市北区曽根崎 2-5-10 梅田パンフィックビルディング 8F
TEL: 0120-332-880 FAX: 0120-332-018
代表者: 赤津 裕次郎
責任者: [REDACTED] 0120-332-880
メールアドレス: info@achod.jp

受付担当者

担当名:

受付年月日

年 月 日

取扱商品名・数量

アクアアドバンス (Lのみ) 1台
アクアペルト (Lのみ) 1台
アクアクレール (L・S) 1台
アクアスリム (Lのみ) 1台
アクアクララウォーターボトル レギュラー (12%) 最小注文単位 2本以上
アクアクララウォーターボトル スリム (8%) 最小注文単位 4本以上

販売価格

商 品	販 売 価 格	備 考
ウォーター・サーバー	原則、販売は行いません	
アクアペルト (レンタル)	月額 1,500 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアアドバンス (同上)	月額 1,500 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアトラスト (同上)	月額 1,500 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアクレール (同上)	月額 1,000 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアスリム (同上)	月額 1,000 円 (宅配・税抜き)	メンテナンス料・月払い分を含む
アクアクララボトル (12%)	1本 1,200 円 (宅配・税抜き)	注文の最小単位は 2本以上になります
アクアクララボトル (8%)	1本 1,000 円 (宅配・税抜き)	注文の最小単位は 4本以上になります

支払方法

クレジット

支払時期

毎月末日 翌月払い (支払期日はクレジット会社とお客様との契約によって異なります)

納品日・納品方法

別紙交付の「アクアクララのご案内」にて詳細を記載しておりますのでご確認ください。

商品に不具合があった場合

商品に不具合があった場合: 0120-332-880 までご連絡下さい。

契約申込の取り消し・契約の解除に関する事項

ご入会 6ヶ月以内に退会をする場合、解約手数料 3,000 円 (税抜き) をお支払いいただきます。
電話 (FAX可) にてお申込下さい。引取り日等につきましては改めてご連絡させていただきます。
会員が月の途中で本会を退会した場合であっても、当月分のサーバーレンタル料全額をお支払いいただきます。
会員がメンテナンス実施前に本会を退会された場合でも、メンテナンス料金を返金いたしません。
会員が機械を返却される際は現状での精算をお願いします。

本日、アクアクララへの会員申込みにつきましては本誌面である重要事項の説明を受け、別紙アクアクララのご案内・会員規約を受け取りました。
内容を確認しましたので会員への申込みをおこないます。

申込者名

木畑 匡



IMPORTANT
重要なお知らせ

TOP > 重要なお知らせ > アクアクララウォーターボトル価格改定のお知らせ（2020年12月1日）

重要なお知らせ 2021.01.01

アクアクララウォーターボトル価格改定のお知らせ（2020年12月1日）

いつもアクアクララをご愛飲いただき誠にありがとうございます。

アクアクララではこれまで、原材料費、物流費、人件費等の上昇が続く中でもコスト削減に取り組み、アクアクララ設立時より商品・サービスの価格維持に努めてまいりました。

しかしながら自助努力だけでは従来の価格を維持することができない状況となったため、下記の通り「アクアクララ ウォーターボトル」の価格を、2021年2月1日(月)お届け分より改定させていただきます。

お客様には大変ご迷惑をおかけすることになりますが、今後もより一層の品質・サービスレベルの向上に取り組み、更なるご満足をいただけるよう誠心誠意努めてまいりますので、何卒ご理解くださいますようお願い申し上げます。

■改定内容

商品名	ウォーターボトル価格（税抜）		7Lレギュラーボトル価格	
	12Lレギュラーボトル価格	7Lレギュラーボトル価格	現行価格	改定価格
通常プラン	1,200円/月	1,400円/月	900円/本	1,100円/本
2年割プラン		1,300円/月		1,000円/本

■価格改定実施日

2021年2月1日（月）以降のお届け分より

HOME >

アクアクララについて

商品紹介

料金について

お客様の声 >

お申込みについて

よくある質問

水のある暮らし

> 水のある暮らし

> ウォーターサーバーとは？基礎知識をご紹介

> ウォーターサーバーとお水に関する調査レポート

新着情報

> 新着情報

> 重要なお知らせ

> イベント情報

> キャンペーン情報



資料請求

2025.02.04

【重要】アクアクララ ウォーターボトル価格改定のお知らせ

いつもアクアクララをご愛飲いただき誠にありがとうございます。
アクアクララでは主要原材料の高騰、原油価格高騰による物流コストの上昇に対し、配送ルートの見直し、ボトル生産システムの効率化など様々な対策を講じ価格の維持に努めてまいりましたが、現行価格の維持が困難な状況となり心苦しくはございますが、下記の通り
2025年4月1日(火)お届け分より販売価格の改定を行わせていただきます。
お客様には大変ご迷惑をお掛け致しますが、より一層のサービスの拡充・品質の向上に努め、お客様にご安心・ご満足いただけるように
今後も努めて参りますので、何卒ご理解賜りますようお願い申し上げます。

【改定内容】

改定前

商品名	通常プラン 現行価格	2年割プラン/子育てアクアプラン 現行価格
レギュラーボトル (12リットル)	1,512 円/本 (税込・宅配料込)	1,404 円/本 (税込・宅配料込)
レギュラーボトル (7リットル)	1,188 円/本 (税込・宅配料込)	1,080 円/本 (税込・宅配料込)



改定後

商品名	通常プラン 改定価格	2年割プラン/子育てアクアプラン 改定価格
レギュラーボトル (12リットル)	1,728 円/本 (税込・宅配料込)	1,620 円/本 (税込・宅配料込)
レギュラーボトル (7リットル)	1,296 円/本 (税込・宅配料込)	1,188 円/本 (税込・宅配料込)

※店頭受取・アクアポストご利用のお客様は改定後価格より¥216(税込)割引でご購入いただけます。

【途中解除料】

■通常プラン

1年以内のご解約で6,600円(税込)、1年以上経過している場合は発生無し

■2年割プラン / 子育てアクアプラン

2年毎の自動更新。次回更新時よりプラン期間内ご解約で12,980円(税込)

【価格改定実施日】

2025年4月1日(火)お届け分より



アクアスリム

(あんしんサポート料)

2年割プラン 1,100円/月 (税込)

通常プラン 1,100円/月 (税込)

・2年割プラン：2年間のお申込み・自動更新。

[詳しくはこちら](#) →



アクアスリムS (卓上型)

(あんしんサポート料)

2年割プラン 1,100円/月 (税込)

通常プラン 1,100円/月 (税込)

・2年割プラン：2年間のお申込み・自動更新。

[詳しくはこちら](#) →



アクアクララウォーターボトルレギュラー(12L)

2年割プラン 1,620円/本 (税込)

通常プラン 1,728円/本 (税込)

※別途送料がかかります。

※ウォーターボトルは先払い込みの金額です。



アクアクララウォーターボトルスリム(7L)

2年割プラン 1,188円/本 (税込)

通常プラン 1,296円/本 (税込)

※一部お届けできない地域もございます。

お客様サポート

よくあるご質問 内容詳細

内容詳細

毎日新聞デジタルのプラン別利用料金を教えてください。

毎日新聞デジタルの各プランの料金は下記の通りです。

■スタンダードプラン

1 カ月更新：税込み1078円（税別980円）・申込日から 1 カ月ごとに自動更新
6 カ月コース：税込み4950円（税別4500円）・申込日から 6 カ月ごとに自動更新
12 カ月コース：税込み9240円（税別8400円）・申込日から12 カ月ごとに自動更新

■プレミアムプラン

1 カ月更新：税込み3520円（税別3200円）・申込日から 1 カ月ごとに自動更新
6 カ月コース：税込み16,434円（税別14,940円）・申込日から 6 カ月ごとに自動更新
12 カ月コース：税込み31,680円（税別28,800円）・申込日から12 カ月ごとに自動更新

■宅配購読者無料プラン

新聞購読料 + 0 円・毎月 1 日自動更新

■宅配購読者プレミアムプラン

新聞購読料 + 550 円（税別500円）・毎月 1 日自動更新

※スタンダードプラン、プレミアムプランを初めてご利用される場合は、スタンダードプラン 1 カ月更新、プレミアムプラン 1 カ月更新のはじめの 1 カ月の料金は税込み 99 円（税別90円）です。<これまでに長期コースも含めてスタンダードプラン、プレミアムプランのどちらかでも利用されたことがある場合は、99円期間は適用されません>

※99円期間終了後は毎月継続的に通常の利用料金を請求します。

※プレミアムプランを2018年3月23日以前からご利用されている方や、第三者を通じて申し込みをされた方は、申込日にかかわらず毎月 1 日に更新となります。

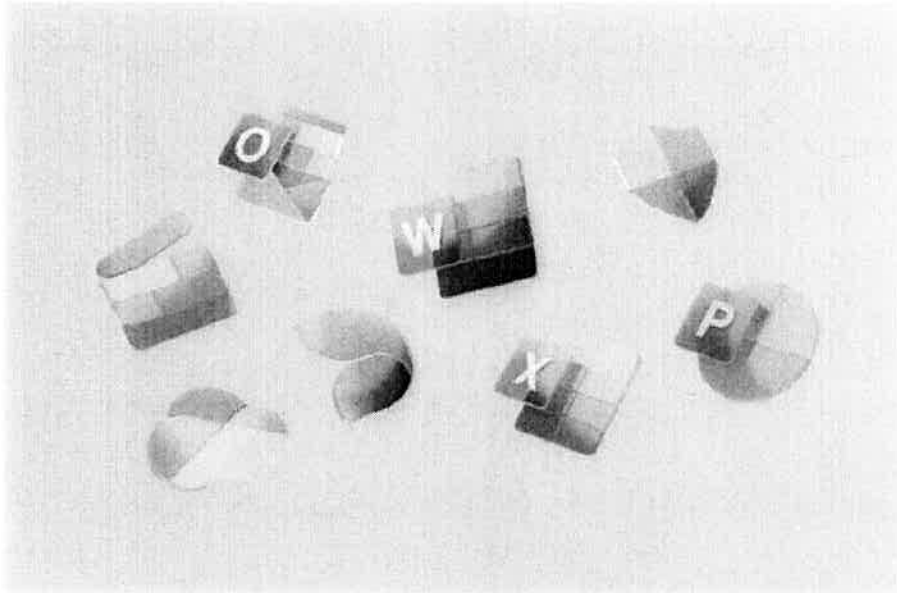
※キャンペーンなどで特定期間の利用料金が割引料金などになる場合があります。

※お支払いいただいた利用料金はお返しできません。

Microsoft 365 を今すぐ お得な価格で使い始めましょう

大容量のクラウド ストレージ、高度なデータおよびデバイス セキュリティ、AI を活用した生産性向上アプリや創造性アプリは、わずか ¥2,130/月で利用できます。

詳しく見る



製品向け

個人向け

年額プラン

月額プラン

年額プランから ¥5,480 円お得

Microsoft 365 Family
¥2,740/月



- 1~6 ユーザー用
- 同時に 5 台のデバイスにサインイン可能
- 複数の Windows PC、Mac、スマートフォン、タブレットで使用可能
- 最大 6 TB のセキュアなクラウド ストレージ (ユーザーあたり 1 TB)
- Microsoft Copilot 搭載の生産性向上アプリ
- データおよびデバイス セキュリティを強化するセキュリティ コントロール
- 広告なしの安全なメール

年額プランから ¥4,260 円お得

Microsoft 365 Personal
¥2,130/月



- 1 ユーザー向け
- 同時に 5 台のデバイスにサインイン可能
- 複数の Windows PC、Mac、スマートフォン、タブレットで使用可能
- 1 TB のセキュアなクラウド ストレージ
- Microsoft Copilot 搭載の生産性向上アプリ
- データおよびデバイス セキュリティを強化するセキュリティ コントロール

Microsoft 365 のさらなるメリットをご覧ください

オンライン セキュリティを強化

Microsoft Defender による高度な継続的な監視、リアルタイムのアラート、ヒント、専門家のガイダンスにより、あなたとご家族をオンラインでより安全に保ちます。



AI を活用した強力な生産性向上アプリ

Microsoft Copilot が統合された Word、Excel、PowerPoint を使用して、リアルタイムでの共同作業やオフラインでの作業が実行できます。*



貴重な思い出のための信頼できるストレージ

OneDrive と Microsoft 365 で、写真やファイルをすばやく保存、共有、検索できます。



1 日を最大限に活用

多くの便利な機能は 1 つのアプリで使える Outlook で、日々を整理する時間を増やし、生活を楽しめる時間を増やしましょう。



すべてのアイデアを 1 か所で管理

OneNote でテキスト、オーディオ、写真、動画から得たインスピレーションを記録し、次の大きなアイデアを生み出しましょう。



あなたのストーリーを、あなたの方法で伝えよう

Clipchamp と Microsoft 365 で、撮影した思い出から美しい映像を簡単に作成できます。



Microsoft 365 と Office との比較

2 人から 6 人のユーザーに最適

Microsoft 365 Family
サブスクリプション

¥27,400/年

Microsoft 365 Personal
サブスクリプション

¥21,300/年

ユーザー数

1 から 6 人のユーザー

アカウント数

1 から 6

クラウドストレージ

最大 6 TB (ユーザーあたり 1 TB)

複数のデバイスおよびプラットフォーム

✓

Word, Excel, PowerPoint

✓

OneNote

✓

Outlook

✓

継続的な技術サポート

✓

Microsoft Defender

✓

Microsoft エディター

✓

Clipchamp

✓

Microsoft Teams

✓

Access (Windows PC のみ)

✓

Microsoft Forms

✓

詳細を見る

詳細を見る

Office Home & Business 2024

- 2 台の Windows PC または Mac で使用できる買い切り型。
- 64 ビットデスクトップバージョンの永続版 Word, Excel, PowerPoint, Outlook, OneNote
- リモート リソースへのアクセス

← 戻る



よくあるご質問

この製品についてすべてを知りたい

